

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月30日

【事業年度】 第95期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

【会社名】 日本化学産業株式会社

【英訳名】 NIHON KAGAKU SANGYO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 柳 澤 英 二

【本店の所在の場所】 東京都台東区下谷二丁目20番5号

【電話番号】 03(3873)9223(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 総務部長 百 瀬 讓

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区下谷二丁目20番5号

【電話番号】 03(3873)9223(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 総務部長 百 瀬 讓

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
日本化学産業株式会社大阪支店
(大阪市中央区北浜東1番26号 大阪日精ビル5階)
日本化学産業株式会社名古屋支店
(名古屋市中区新栄二丁目16番13号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第91期	第92期	第93期	第94期	第95期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	18,521	19,844	22,150	23,956	21,521
経常利益 (百万円)	1,806	2,712	2,815	2,957	2,578
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,685	1,819	1,963	2,346	1,977
包括利益 (百万円)	792	2,588	3,029	1,443	1,762
純資産額 (百万円)	29,035	31,229	34,300	35,212	36,398
総資産額 (百万円)	34,283	37,567	41,031	41,605	41,809
1株当たり純資産額 (円)	1,469.64	1,580.65	1,711.43	1,756.47	1,815.37
1株当たり当期純利益 (円)	84.84	92.08	98.52	117.04	98.61
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	84.7	83.1	83.6	84.6	87.1
自己資本利益率 (%)	5.83	6.04	5.99	6.75	5.52
株価収益率 (倍)	9.33	14.12	13.36	9.52	9.42
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,597	2,658	1,322	3,077	3,112
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	634	861	3,658	2,162	878
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	507	536	35	533	637
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	12,851	14,106	11,836	12,217	13,852
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	527 (113)	405 (111)	406 (108)	418 (116)	429 (118)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 従業員数は就業人員数を記載しております。

4 「三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))」が所有する当社株式は、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該自己株式の期末株式数は、第93期42,000株、第94期36,391株、第95期33,502株であり、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、第93期14,728株、第94期38,372株、第95期34,514株であります。

5 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第94期の期首から適用しており、第93期における主要な経営指標等については当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第91期	第92期	第93期	第94期	第95期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	17,580	18,676	20,959	22,587	20,346
経常利益 (百万円)	1,840	2,642	2,793	2,821	2,544
当期純利益 (百万円)	1,705	1,830	1,946	2,195	1,965
資本金 (百万円)	1,034	1,034	1,034	1,034	1,034
発行済株式総数 (千株)	20,680	20,680	20,680	20,680	20,680
純資産額 (百万円)	28,414	30,641	33,525	34,317	35,460
総資産額 (百万円)	33,255	36,680	39,938	40,408	40,634
1株当たり純資産額 (円)	1,438.16	1,550.89	1,672.77	1,711.84	1,768.58
1株当たり配当額 (円)	19.00	21.00	25.00	28.00	30.00
(うち1株当たり中間配当額)	(9.00)	(10.00)	(12.00)	(14.00)	(15.00)
1株当たり当期純利益 (円)	85.83	92.65	97.69	109.51	98.01
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	85.4	83.5	83.9	84.9	87.3
自己資本利益率 (%)	6.07	6.20	6.07	6.47	5.63
株価収益率 (倍)	9.23	14.03	13.47	10.17	9.48
配当性向 (%)	22.1	22.7	25.6	25.6	30.6
従業員数 (名)	334	338	346	356	363
(外、平均臨時雇用者数)	(113)	(111)	(108)	(116)	(118)
株主総利回り (%)	102.3	169.0	174.1	152.2	132.7
(比較指標：東証第二部株価指数) (%)	(93.4)	(127.9)	(153.8)	(144.5)	(111.4)
最高株価 (円)	924	1,439	2,423	1,513	1,173
最低株価 (円)	754	701	1,223	900	870

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 従業員数は就業人員数を記載しております。

4 「三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))」が所有する当社株式は、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該自己株式の期末株式数は、第93期42,000株、第94期36,391株、第95期33,502株であり、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、第93期14,728株、第94期38,372株、第95期34,514株であります。

5 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第94期の期首から適用しており、第93期における主要な経営指標等については当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

6 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

7 第95期の1株当たり配当額30円には、日本化学産業株式会社の前身である柳澤有機化学工業所の創業80年記念配当2円を含めております。

2 【沿革】

年月	事項
1924年10月	東亜化学工業株式会社設立、洗剤・硬水軟化剤を販売。
1939年 8 月	現在の東京都足立区新田に当社創業者柳澤二郎、三郎両名が柳澤有機化学工業所を設立。
1946年 4 月	日本化学産業株式会社に改称、鍍金薬品・研磨剤・洗剤を販売。
1948年 1 月	柳澤有機化学工業所を買収し製造と販売の一元化を図る。
1952年 6 月	大阪支店を開設、名古屋以西の市場開拓を図る。
1956年12月	名古屋出張所開設。(1963年10月支店昇格)
1960年10月	埼玉県草加市に埼玉工場・研究所を建設。
1961年10月	当社株式、東京証券取引所市場第二部に上場。
1963年 7 月	アルミスパンドレル成型加工・アルミ表面処理業務開始。
1967年 1 月	埼玉県草加市に青柳工場を建設。
1970年12月	アルミ製よろい戸を開発、製造販売をはじめめる。
1974年 4 月	組織の整理統合を図り事業部制導入、アルミ事業部発足。
1975年 7 月	薬品事業部発足。
1977年12月	福島県双葉郡広野町に福島工場(現第一工場)を建設。
1982年 2 月	株式会社川口ニッカ設立、試薬の製造販売を拡充。 (株式会社川口ニッカは1991年 5 月より当社の無機薬品の製造受託を行っている。)
1988年 4 月	事業部制廃止。
1991年 3 月	埼玉県北埼玉郡大利根町に大利根工場を建設。
1998年 8 月	ISO9002薬品生産本部全品目認証取得。
1999年 4 月	タイに子会社ネクサス・エレケミックCO.,LTD.を設立。
1999年10月	ISO9002建材本部住宅建材製品認証取得。
2000年 5 月	ISO14001埼玉・福島・大利根 3 工場及び総合研究所認証取得。
2000年 6 月	タイに子会社サイアム・エヌケーエスCO.,LTD.(現連結子会社)を設立。
2000年11月	ISO9001建材本部認証取得。
2001年11月	ISO14001青柳工場認証取得。
2004年 3 月	ISO9001ネクサス・エレケミックCO.,LTD.認証取得。
2004年12月	ISO9001薬品営業本部・総合研究所認証取得。
2011年 3 月	福島県双葉郡楢葉町に福島第二工場を建設。
2014年12月	ベトナムにハノイ駐在員事務所を開設。
2016年12月	ネクサス・エレケミックCO.,LTD. 操業停止。
2018年 9 月	大阪支店移転。
2019年 4 月	四倉中核工業団地に工場用地を取得。
2019年 7 月	ネクサス・エレケミックCO.,LTD. 清算結了。
2019年 9 月	埼玉工場新事務所棟・新研究所棟を建設。

3 【事業の内容】

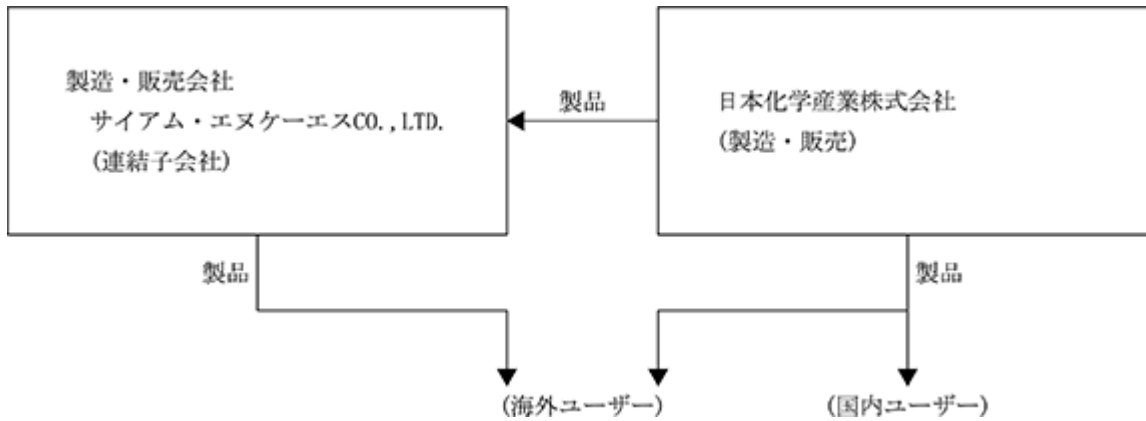
当社グループは、当社及び子会社2社により構成されており、薬品、建材の製造、販売を主な事業としております。

当社グループ事業における主な位置付け及びセグメントとの関連は次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

薬品事業 当社は薬品を製造販売しております。連結子会社であるサイアム・エヌケーエスCO.,LTD.は工業薬品を製造販売しております。

建材事業 当社は建材を製造販売しております。

以上述べた事項の概要図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

会社の名称	住所	資本金	主要な事業の内容 (注) 1	議決権の 所有割合 (%)	関係内容	
					役員の 兼任等	事業上の 関係
(連結子会社) サイアム・エヌケーエス CO.,LTD. (注) 2	タイ国 アユタヤ県	千タイパーツ 330,000	薬品事業	100	兼任2名	当社グループの工業薬品のタイにおける製造・販売拠点であります。

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 特定子会社に該当します。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
薬品事業	360 (70)
建材事業	51 (46)
全社(共通)	18 (2)
合計	429 (118)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

2 臨時従業員は、臨時工及びパートタイマーであります。

3 全社(共通)は、総務部等管理部門の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
363 (118)	41.9	16.0	5,901,492

セグメントの名称	従業員数(名)
薬品事業	294 (70)
建材事業	51 (46)
全社(共通)	18 (2)
合計	363 (118)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。

2 臨時従業員は、臨時工及びパートタイマーであります。

3 平均年間給与は賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4 全社(共通)は、総務部等管理部門の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合には、日本化学産業社員協議会(企業内組合)があり、2020年3月31日現在の組合員数は238名であります。なお、労使関係は安定しており、特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、1939年に有機・無機の工業薬品の製造を目的に創業した柳澤有機化学工業所を前身とし、1946年に設立した日本化学産業株式会社との統合を経て、以来、新規の製品開発・用途開発を進めた結果、現在はOA機器・エレクトロニクス等幅広い分野に用いられる表面処理用薬品、触媒用薬品、電池・電子部品用薬品、セラミックス・ガラス用薬品等、多品種、多用途にわたる無機・有機金属薬品を製造販売しており、1999年にはタイにおけるめっき加工業を、2000年には同じくタイにおけるめっき液製造業を加える等、海外にも進出しております。更に2013年以降、タイの子会社の生産品目に車載関連製品を加える等、海外での生産・販売の強化を図っております。また国内の薬品事業でも本格稼働した二次電池用正極材の受託加工の月産600トン体制を確立しております。一方、1963年に進出した建材事業は、アルミよりの戸をはじめ独自製品を開発し、現在は防火、通気、防水関連の機能を有した住宅建材製品を製造販売しております。

当社の経営の基本方針は、上記のとおり当社が長年にわたり開発、蓄積したノウハウとそれに基づく開発力と薬品製造における生産技術力、建材製造における金属加工技術力を更に追求、前進させ、成長力の確保と、堅実経営に基づく財務体質の強化を図ることといたしております。

更に「企業は公器」との理念に基づき、コーポレートガバナンスの充実と透明性、信頼性の高いコンプライアンスの遵守及び内部統制制度の強化を重要な経営方針としております。

(2) 中長期的な経営戦略と会社の対処すべき課題

当社グループは、コロナ禍が国内外経済に与える影響をはじめとして、欧米の政治経済動向、諸外国間の政治経済摩擦等の深刻化、並びに中国及び新興国経済の不透明感、為替の先行き、及び各産業におけるグローバルな競争激化、また、国内外の諸情勢を踏まえた財政金融政策の動向や影響、あるいは人口動態の変化等、事業環境の厳しさ、不安定感、及び収益の下押しリスクが高いことを十分に認識し、そのなかにあっても持続的に収益を確保、拡大できる強固な事業体制の構築を進めます。

薬品事業におきましては、新たな安価原料・リサイクル原料ソースの拡充をはじめ、生産体制・生産効率の見直し等による大幅なコスト引き下げの実現、並びに二次電池用正極材受託加工の安定供給等を通じて収益基盤の基礎固めを確立し、車載用関連製品、環境対応型表面処理用薬品やプリント基板用薬品等、当社独自技術に基づいた市場及び顧客の様々なニーズに応える新製品の開発や新規事業の開拓を、緊密な連携に基づくグローバルな開発・生産・販売体制のもとでスピーディーに展開いたします。

建材事業におきましては、建設市場とりわけ戸建住宅市場における短期のみならず中長期にわたる需要動向、また、消費税増税後の影響等を踏まえつつ、当社の特長を發揮した、市場・顧客ニーズへ機敏に応える多様な新製品群の実現及び新たな得意先の開拓等を引き続き進めてまいります。

グローバル化が一段と進展し競争が激化するなか、当社グループ全体として事業環境等の変動リスクに迅速かつ的確に対応できる一層強靱な事業体質・収益力を構築すべく、薬品及び建材両事業の販売及び生産すべてにおいて、あらゆるイノベーションへの主体的かつ積極的な取り組みとたゆまぬ生産性向上によって「新たな価値」を創出し、これを市場及び顧客の皆様へ提供することを通して、業績の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を確実なものとしたたく考えております。

2 【事業等のリスク】

当社グループは工業薬品と住宅向けを中心とする建材製品の二つの事業分野に展開しており、特定分野への過度の集中は極力排しております。更に、当社グループの主力事業である工業薬品の分野においては、エレクトロニクス、自動車・船舶、石油化学、塗料・インキ、セラミック・ガラス、ゴム・プラスチック、エネルギー等、多方面に、多品種少量で供給しており、それぞれの分野の景気変動リスクは分散される構造となっております。このようななかで、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性のある事業リスクは以下のようなものがあります。

薬品事業の非鉄金属・石油関連の原料等、建材事業の鉄・ステンレス・アルミ等の材料は、世界的需給関係や投機資金の動き等により急騰、急落することがあり、それによるコストの上昇が売価に転嫁できないリスク、相場下落の影響が売価が先行して受けるリスクがあります。

また、非鉄金属原料は、生産国が偏っており、政治的、経済的又は自然災害トラブルにより供給面で障害が生ずるリスクがあります。

当社グループが製造・販売する工業薬品は、メーカーに納入する中間材が主体ですが、納入メーカーの事業戦略変更等が発生した場合、先方の都合により当該製品の納入中止等のリスクがあります。

当社グループが展開する事業分野で、当社グループ製品が引き続いて優位性を発揮する為には、絶えず新製品・新技術の開発が必要であります。投資に対する効果面で、必ずしも目標とした成果が得られないリスクがあります。

当社グループの海外における生産・販売の拠点構築は、需要動向を勘案し、計画的、段階的に拡充しておりますが、進出先の自然災害発生、法規制変更、テロ、戦争の勃発等、予期し得ない出来事により、現地での生産・販売が阻害され、業績、財政状態に悪影響を及ぼすリスクがあります。

当社グループが製造、販売する工業薬品及び使用する原料の一部に、法令で定める劇毒物・危険物薬品があります。その管理については、法令を遵守するとともに内部統制の観点からも、万全を期しておりますが、使用、保管、輸送途上等での不測の事態によって発火、盗難、散逸等が発生した場合、火災の発生、環境汚染を招いたり、人体に危害が加わる可能性があります。ひいては損害賠償を求められるリスクがあります。

当社はISO9001はじめ製品の品質規格については、関連法規の遵守、ユーザーとの契約基準遵守等、管理、開発、生産、販売には万全を期しておりますが、不測の品質トラブルが発生し、当社製品や当社グループ製品全体の評価を低下させ、ひいては当社グループの経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社グループが供給する製品は様々な知的財産権を取得しており、適切な対応に努めておりますが、第三者に侵害されるリスクがあります。一方で新たに開発する製品については、第三者の知的財産権を侵害しないよう常に留意しておりますが、当社の調査が十分かつ網羅的である保証はありません。万一、当社が第三者の知的財産権を侵害した場合には損害賠償請求等を起こされるリスクがあります。

当社グループは、東日本大震災と福島原発事故、タイの大規模洪水等により被災したことを受けて、事業継続計画（BCP）を策定し、計画を実行しておりますが、事業継続計画での想定を越える災害が発生した場合、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの従業員に新型コロナウイルス等の感染が拡大した場合、一時的に操業停止となり、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社、及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績

当連結会計年度（2019年4月1日～2020年3月31日）におけるわが国経済は、昨年度後半から米中貿易戦争等を主因に海外経済全体が停滞し、回復の兆しが見えない状況が続いておりましたが、2020年に入り、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大（以下、コロナ禍という。）により、各国の経済活動に極めて大きな混乱と減速をもたらした。国内でも、その影響により輸出、生産が停滞するとともに経済活動そのものにも自粛ムードが広がり、コロナ禍が経済にどのような影響を及ぼしていくのかが懸念され、景気の先行きについてはますます不透明な状況となりました。

このような状況のもと、当社グループは、更に厳しさを増す事業環境のなか、業績低迷を補い再浮上を図るべく、新製品・新規用途開発品を中心とした販売・生産数量の確保・拡大及び新規ユーザーの開拓、生産拠点や生産工程の最適化等の生産性向上による価格競争力の向上と低コスト体質の強化に取り組んでまいりました。

しかしながら、特に、厳しい事業環境にあった薬品事業がコロナ禍による世界経済の減速や在庫調整の影響を受けたことを主因に、当連結会計年度の当社グループ全体の売上高は、前期比2,434百万円 10.2%減の21,521百万円、営業利益は前期比384百万円 13.9%減の2,374百万円、経常利益は前期比 379百万円 12.8%減の2,578百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比369百万円 15.7%減の1,977百万円となりました。

なお、特別利益として、福島第一工場の生産設備に対する自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の交付金額の確定に伴い、同補助金699百万円を補助金収入として計上するとともに、海外（タイ）子会社のネクサス・エレケミック社清算結了に伴う子会社清算益74百万円を計上いたしました。一方で特別損失として、上記補助金の対象資産に対して圧縮記帳（直接減額方式）を行い、固定資産圧縮損として508百万円を計上するとともに、当社が保有する投資有価証券で簿価に比べて時価が著しく下落した銘柄について、減損処理を行い、投資有価証券評価損として45百万円を計上いたしました。

セグメントの業績を示すと以下のとおりであります。

薬品事業

主力の薬品事業は厳しい事業環境が継続しておりましたが、2020年に入り、コロナ禍に直面し、更に厳しい事業環境となりました。

国内においては、月産600トン体制を確立した二次電池用正極材受託加工の安定供給を概ね達成し、目標としていた生産性向上によるコスト削減も一定程度実現できたものの、非鉄金属の市場価格の回復の遅れに伴う販売単価の低下に加え、情報技術関連及び自動車関連を中心に全般的な需要減退が進み、海外（タイ）子会社のサイアム・エヌケーエス社における主力製品の売上も低下したことから、売上高は前期比2,676百万円 13.1%減の17,750百万円となりました。

利益面では、国内、海外の売上高減少に加え、主力製品の採算性が低下したこと等により、営業利益は前期比503百万円 20.9%減の1,908百万円となりました。

建材事業

建材事業は、その業績に大きく影響する新設住宅着工戸数が依然として低調に推移するなか、政府の住宅購入支援策や限定的ながら消費税増税前の駆け込み需要等もあり、主力製品の防火通気見切り縁を含む住宅建材が堅調に推移するとともに、一部、非住宅新製品の実績化に加え、消費税増税後の反動減の影響も懸念されたほどではなかったことから、売上高は前期比242百万円 6.9%増の3,770百万円、営業利益も前期比91百万円 9.2%増の1,083百万円となりました。

生産、受注及び販売の実績は次のとおりであります。

生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
薬品事業	11,086,457	20.4
建材事業	1,949,764	7.7
合計	13,036,222	17.1

- (注) 1 金額は製造原価で表示しており、セグメント間の内部取引はありません。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

商品仕入実績

当連結会計年度における商品仕入実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
薬品事業	2,878,878	2.1
建材事業	214,770	1.6
合計	3,093,648	2.0

- (注) 1 金額は仕入価格で表示しており、セグメント間の内部取引はありません。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

受注実績

当社グループは、需要予測に基づく見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
薬品事業	17,750,965	13.1
建材事業	3,770,123	6.9
合計	21,521,088	10.2

- (注) 1 セグメント間の内部取引はありません。
2 総販売実績に対し10%以上に該当する販売先はありません。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 財政状態

当連結会計年度末における流動資産は、売上債権が減少したものの、現金及び預金、たな卸資産が増加したことにより、前連結会計年度末比286百万円増の24,678百万円となりました。一方、固定資産は、四倉中核工業団地の土地取得、埼玉工場新事務所棟・新研究棟建設により有形固定資産が前連結会計年度末比446百万円増の7,568百万円となりましたが、保有株式の株価下落により投資その他の資産が前連結会計年度末比654百万円減の9,355百万円となったことにより、前連結会計年度末比82百万円減の17,131百万円となりました。この結果、総資産は、前連結会計年度末比204百万円増の41,809百万円となりました。一方、流動負債は、仕入債務の減少に加え、売上高減少による仮受消費税の減少及び埼玉工場新事務所棟・新研究棟への投資による仮払消費税の増加で未払消費税等も減少したことにより、前連結会計年度末比716百万円減の4,525百万円となり、固定負債も有価証券評価差額金減少に伴う繰延税金負債の減少により前連結会計年度末比265百万円減の885百万円となったことにより、負債合計では前連結会計年度末比981百万円減の5,410百万円となりました。また、純資産は、前連結会計年度末比1,186百万円増の36,398百万円となり、その結果、自己資本比率は前連結会計年度末の84.6%から87.1%となりました。

セグメントごとの資産は次のとおりであります。

薬品事業

薬品事業は、埼玉工場新事務所棟及び新研究所棟の建設、及び四倉中核工業団地の工場用地の取得により固定資産が増加したものの、主力製品の売上の減少による売掛債権の減少等により、セグメント資産は前連結会計年度末に比べ467百万円減の15,391百万円となりました。

建材事業

建材事業は、売掛債権は減少したものの、新製品設備投資による固定資産の増加により、セグメント資産は前連結会計年度末に比べ56百万円増の2,105百万円となりました。

その他

保有株式の株価下落等により、投資その他の資産が減少したものの、現預金の増加により、セグメント資産は前連結会計年度末に比べ615百万円増の24,311百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、営業活動によるキャッシュ・フローで3,112百万円増加、投資活動によるキャッシュ・フローで878百万円減少、財務活動によるキャッシュ・フローで637百万円減少し、この結果、換算差額による影響等も含めると、当連結会計年度末は、前連結会計年度末に比べ1,635百万円増加し、13,852百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動による資金は、3,112百万円の増加(前連結会計年度は3,077百万円の資金の増加)となりました。この主な要因は、法人税等の支払額867百万円、たな卸資産の増加額201百万円、仕入債務の減少額483百万円等があったものの、税金等調整前当期純利益が2,765百万円、減価償却費980百万円、固定資産圧縮損508百万円、売掛債権の減少額1,273百万円等により資金が増加したことであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動による資金は、878百万円の減少(前連結会計年度は2,162百万円の資金の減少)となりました。この主な要因は、有形固定資産の取得による支出1,947百万円、定期預金の預入による支出600百万円等があったものの、補助金の受取額699百万円、定期預金の払戻による収入900百万円等があったことであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動による資金は、637百万円の減少(前連結会計年度は533百万円の資金の減少)となりました。この主な要因は、配当金の支払額580百万円等があったことであります。

当社グループの資金需要は、主に製品製造に使用する主要材料及び補助材料の購入、製造費や販売費及び一般管理費に計上される財・サービスの調達等の運転資金であります。設備投資資金は、生産設備の取得等生産体制の構築等に支出されております。また、株主還元については、財務の健全性等に留意しつつ、配当政策に基づき実施してまいります。これらの必要資金は、利益、減価償却費等により生み出される自己資金により賄うことを基本方針としております。

当連結会計年度におきましては、埼玉工場新事務所棟及び新研究所棟建設に係る投資、及び四倉中核工業団地の工場用地の取得を行っておりますが、いずれも自己資金で賄っております。

(4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、資産及び負債又は損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等の連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表作成にあたって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度において、経営上の重要な契約等はありません。

5 【研究開発活動】

当連結会計年度の研究開発活動は、従前とおり、顧客に信頼され、満足していただける製品開発に加え、薬品事業は、近年強く求められております地球環境に配慮した製品及び需要の伸びが期待できる二次電池をはじめとするIT関連の製品の開発に、建材事業は、住宅関連を中心に安全で利便性の良い製品の開発に鋭意取り組んでまいりました。研究開発体制は、引き続き市場ニーズへの対応を試作開発チーム等で、中長期のテーマを専門分野別チームでそれぞれ分担し、厳しい事業環境のなか、早期の販売実績化を最優先課題として推進いたしました。セグメント別の研究開発活動は次のとおりでありました。

(薬品事業)

当連結会計年度は上期には米中貿易摩擦や日韓摩擦の影響、下期にはコロナ禍の影響を受け、国内外ともに経済的に厳しい状況が継続しております。このような厳しい状況下においても持続的成長を将来にわたって維持する為、次世代電池やセンサー材料等の機能性薬品や配線形成等に用いられる機能性表面処理薬品等、新製品と周辺技術の開発に取り組んでおります。

化成事業では、樹脂硬化触媒等の金属石鹸分野を中心に、個々の顧客ニーズに対する柔軟な対応を行い、新規案件・新規顧客の獲得を目指すとともに、将来的な需要に備えるため不純物除去技術や微粒子製造技術等の要素技術の検討を進めております。特に、拡大しつつあるIOTや5G市場に対応すべく、はんだ接合部のノイズや熱発生を抑制する高純度はんだ原料やセンサー材料の一つであるマンガン酸化物の微粒子品の開発を進め、工業化検討段階となっております。

表面処理事業では、拡大しつつある5Gやパワーエレクトロニクス市場においてキーテクノロジーとなるエッチング技術の開発を推進するとともに、当社にとって新たな分野である機械分野や金型分野への参入を視野に新製品・新技術の検討開発を進めております。エッチング技術では、弱電分野で実績のあるNi選択エッチング液を中心に、パワーエレクトロニクスへの用途開発を進めるとともに、次世代のシード層除去剤としてENめっきの選択エッチング技術の開発を進め、製品化の目途が立ちつつあります。一方、機械分野や金型分野では、複合材の分散により機能性を付与する複合めっきに着目し、業界で初めて実用的なレベルで高硬度と低摩擦係数を両立したLPT-021を開発、客先でのサンプル評価を開始しております。

リチウムイオン二次電池事業は受託加工の更なる増産対応を実現し、収益構造を一層強化するとともに、今後益々激化するコスト競争に勝ち残るため、効率的な生産技術の検討に着手しております。また、将来有望となる全固体電池材料の検討にも着手しており、生産効率の向上と合わせて将来にわたる持続的な競争力の獲得を目指しております。

その他、中長期的な課題として、大学や企業とのオープンイノベーションを活用し、燃料電池性能を飛躍的に向上させるセラミックスナノ連珠構造を特徴とした自動車燃料電池触媒担体の検討を行っており、これら量産技術の確立を目指しております。

(建材事業)

主力製品である「防火通気見切り縁BMシリーズ」は、引き続き拡販に向けた仕様・性能検証を迅速に進め、更に防水性能、換気性能が優れた新しいタイプの防火通気見切り縁の開発を進め、国土交通大臣認定を取得いたしました。また、施工性向上を目的とした、新しいタイプの軒天部材について、施工検証を実施し、製品化を目指しております。その他にも住宅関連の新製品開発では、客先の用途に合わせた提案を行い、弊社が得意とするロール成形、曲げ、プレスといった成形技術を利用して軒天用部材や笠木用部材の開発が完了したほか、外装用間仕切りの生産を取り込み、出荷を開始いたしました。エクステリア関連製品では新型ポストの拡販を目指し、開発を進めております。

非建材分野に関しましては、畜産業向け熱交換器を開発し、生産体制を整備し、出荷を開始いたしました。また、

制御盤用熱交換器「クールフィン」につきましては、工作機械メーカー向けに製品の拡充に取り組んでおります。これら研究開発活動では設計ツールとして3次元CAD、シミュレーションソフト及び3Dプリンターを活用し、試作・性能検証等の効率化及び設計技術・提案力の強化を推進しております。

なお、当連結会計年度の研究開発費は、上記の各チームの活動費を含め466百万円(薬品事業400百万円、建材事業66百万円)であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループ(当社及び連結子会社)の設備投資については、今後の景気見通し、業界の動向、投資効率等を総合的に勘案して実施しております。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当連結会計年度の設備投資は総額2,014百万円であり、その主なものとしては、薬品事業では、生産能力増強を主体として1,813百万円を実施いたしました。建材事業では、生産設備の更新を主体として193百万円を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計		
生産設備	埼玉工場 (埼玉県草加市)	薬品事業	無機薬品、有機 薬品・その他製 造設備	1,123,102	705,946	63,864 (44,192.06)	64,274	1,957,186	114
	青柳工場 (埼玉県草加市)	建材事業	住宅建材・その 他建材製造及び 販売設備	119,096	159,492	52,327 (17,662.75)	22,101	353,018	45
	福島第一工場 (福島県双葉郡 広野町)	薬品事業	無機薬品製造 設備	511,502	561,563	134,571 (29,434.33)	17,391	1,225,028	66
	福島第二工場 (福島県双葉郡 楢葉町)		薬品製造設備 (賃貸しておりま す)	67,012		153,095 (23,743.54)		220,107	
	大利根工場 (埼玉県加須市)	薬品事業	無機薬品、有機 薬品製造設備	107,936	138,629	620,110 (13,335.71)	8,213	874,890	23
	四倉工場用地(福 島県いわき市)	薬品事業				468,215 (29,614.00)		468,215	
本社・ 営業設備	本社 (東京都台東区)	薬品事業	本社管理業務及 び東日本地区販 売設備	12,945	3,215	308,620 (670.18)	12,722	337,503	54
	本社 (埼玉県草加市)		一般賃貸住宅施 設	126,595		108,613 (1,130.31)		235,209	
	大阪支店 (大阪府中央区)	薬品事業 建材事業	関西以西地区 販売設備	4,071			194	4,265	19
	名古屋支店 (名古屋市中区)	薬品事業 建材事業	中京・東海地区 販売設備	1,948	100	7,182 (162.79)	0	9,232	8
研究設備	総合研究所 (埼玉県草加市)	薬品事業	調査・研究・ 開発設備	47,155	73,181		66,135	186,473	32
厚生設備	越谷社宅 (埼玉県越谷市)		社員住宅施設 (一部賃貸してお ります)	81,706		288,070 (1,946.00)		369,777	
	松原独身寮 (埼玉県草加市)	薬品事業	社員住宅施設	3,761		3,757 (115.34)	0	7,519	
	新田寮 (埼玉県草加市)	薬品事業	社員住宅施設	50,454		87,115 (968.59)	617	138,186	

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 帳簿価額の内「その他」は、工具器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。

3 リース契約等により使用する主要な賃借設備はありません。

(2) 在外子会社

2019年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
サイアム・ エスケーエ スCO.,LTD.	(タイ国アユタヤ県)	薬品事業	工業薬品 製 造設備	282,419	641,046	242,745 (36,667.00)	27,729	1,193,941	66

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 帳簿価額の内「その他」は、工具器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。

3 リース契約等により使用する主要な賃借設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	20,680,000	20,680,000	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数は 100株であります。
計	20,680,000	20,680,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

信託型ライツ・プラン導入のための新株予約権の発行

当社は会社法第236条及び第238条の規定に基づき、当社の企業価値を毀損し、株主の利益に反する買収に対する防衛策として、新株予約権と信託の仕組みを利用した第五回信託型ライツ・プランを設定することを2018年6月26日開催の定時株主総会にて可決いたしました。

決議年月日	2018年6月26日
付与対象者	(注)1
新株予約権の数	25,000,000
本新株予約権の目的である株式の種類及び数	<p>1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。</p> <p>2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又はこれに代わる当社の有する当社普通株式の移転を当社普通株式の「交付」という。)する数の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記3)又は4)により対象株式数(下記3)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。</p> <p>3) 各本新株予約権の行使により当社普通株式を交付する数(以下「対象株式数」という。)は、新株予約権1個当たり1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。</p> <p>調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後に生じた対象株式数の調整事由に基づく対象株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前対象株式数に適切に反映した上で、調整後対象株式数を算出するものとする。</p>

本新株予約権の目的である株式の種類及び数	<p>4) 上記3)の対象株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。</p> <p>資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために対象株式数の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により、対象株式数の調整を必要とするとき。</p>
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	<p>各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たりの額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた価額とする。行使価額は1円とする。</p>
本新株予約権の行使期間	<p>2018年7月1日から2021年6月30日(ただし、2021年6月30日以前に権利発動事由(下記(9)1)に定義される。)が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から6ヶ月間を経過した日)までとする。ただし、本新株予約権の行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とする。</p>
本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額及び資本準備金の額	<p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における、増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。</p>
本新株予約権の行使の条件	<p>1) 下記 乃至 に記載される者を除く一又は複数の者が、本新株予約権の割当日の前後を問わず、</p> <p>(ア) 当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下、本(ア)において同じ。)の保有者(同法第27条の23第1項の保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。また、保有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに保有者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、共同保有者とみなす。)であって、15%を超える議決権割合を有する者(当社取締役会が、別途定めるライツ・プラン運用ガイドライン(以下「ライツ・プラン運用ガイドライン」という。)に規定される企業価値特別委員会(以下「特別委員会」という。)の意見を徴した上で、当社が発行者である株券等について15%を超える議決権割合を有する保有者及び共同保有者であると相当の根拠に基づき合理的に認めた者を含み、以下これらの者を総称して「大量保有者グループ」という。)になったことを示す公表(ある者が大量保有者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所制定に係る有価証券上場規程所定の開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が大量保有者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が大量保有者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。)が全てなされた日の翌日から起算して14日間(ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、かかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に当該大量保有者グループ全体の所有に係る議決権割合が15%以下となったことが明らかになった場合及び当該大量保有者グループを形成する大規模買付者(後に定義される。)が下記 に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。)、</p>

本新株予約権の行使の条件	<p>又は、</p> <p>(イ) 当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本(イ)において同じ。）について、公開買付け（同法第27条の2第6項に定義される公開買付けであって、同法第27条の2第1項に規定する買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項で定める場合を含む。）に係る株券等の議決権割合が、その者の特別関係者（同法第27条の2第7項に定義される。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。また、その者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びにその者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、特別関係者とみなす。以下本項において同じ。）の議決権割合と合計して15%を超える場合に限る。以下同じ。）（また、以下、上記公開買付けを行う者を「公開買付者」といい、公開買付者と上記特別関係者を総称して「公開買付者グループ」という。）の開始公告を行ったことを示す公表（ある者が公開買付者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所の有価証券上場規程に定められた開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が公開買付者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が公開買付者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。）が全てなされた日の翌日から起算して14日間（ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、かかる期間を延長することができる。）が経過したとき（当該期間中に当該公開買付けが撤回された場合及び当該公開買付けを行った者が下記に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。）（以下、上記(ア)又は(イ)に定める事由をそれぞれ「権利発動事由」といい、権利発動事由が発生した時点をそれぞれ「権利発動事由発生時点」という。）</p> <p>以降に限り、大量保有者グループ又は公開買付者グループ（これらを総称して、以下「大規模買付者グループ」という。）に属する者以外の者のみが、(注)6及び(注)7に定めるところにより、本新株予約権を行使することができる。なお、大規模買付者グループには、(i)これらのグループに属する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者、(ii)これらのグループに属する者又は上記(i)に該当する者の関連者（実質的にその者が支配する者又はその者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認めた者をいう。）及び(iii)これらのグループに属する者又は上記(i)若しくは(ii)に該当する者と協調して行動する者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認めた者（当社取締役会が行う、上記(ii)及び(iii)に該当する者か否かの認定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引又は契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係の形成の有無や、大規模買付者グループに属する者又は(i)に該当する者及び上記(ii)又は(iii)に該当するか否か判断の対象となっている者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとする。）も含まれるものとする。</p> <p>また、大量保有者グループを形成する保有者（上記(ア)に定義される。）及び公開買付者グループに属する公開買付者（上記(イ)に定義される。）を総称して「大規模買付者」といい、大規模買付者による当社株券等の議決権割合が15%を超える結果となる当社株券等の取得等を「大規模買付け等」という。</p>
--------------	--

<p>本新株予約権の行使の条件</p>	<p>当社又は当社の子会社</p> <p>当社を支配する意図なく大規模買付者となった者である旨、当社取締役会が認めた者であって、かつ、大規模買付者になった後14日間(ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより大規模買付者ではなくなった者</p> <p>当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく大規模買付者になった者である旨、当社取締役会が認めた者(ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)</p> <p>当社を委託者とする信託の受託者として本新株予約権をその発行時に取得し、保有している者、又はかかる者から当該信託の受託者としての地位を承継した者(当該信託の受託者としての当該者に限り、以下「受託者」という。)</p> <p>上記 から までに掲げる者の他、当社取締役会が、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、その者による当社の株券等の取得又は保有が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると認めた者(一定の条件の下に当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると当社取締役会が認めた場合には、当該一定の条件が継続して満たされている場合に限る。)</p> <p>2) 上記1)にかかわらず、ある者による大規模買付け等に関し権利発動事由が生じた場合において、当該大規模買付け等につき、(i)次の各号に規定する事由(以下「脅威」という。)がいずれも存しない場合、又は(ii)一若しくは複数の脅威が存するにもかかわらず、本新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない場合には、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記(i)又は(ii)の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会により判断されるものとする。</p> <p>当該大規模買付け等が、その目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益(当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の利益も勘案されるものとします。以下同じ。)を損なうことが明白であること</p> <p>当社取締役会が当該大規模買付け等について十分な情報を取得することができないこと、又はこれを取得した後、当該大規模買付け等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと</p> <p>当該大規模買付け等に係る取引の仕組みが、いわゆる二段階買収(第一段階の買付けで株券等の全てを買付けられない場合における第二段階の買付けの条件を不利に設定し、若しくは明確にせず、又は上場廃止等による将来の株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような方法で株券等の買付けを行い、当社株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するものをいう。以下同じ。)等、それに応じることを当社の株主に事実上強要するものであること</p> <p>当該大規模買付け等の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実行の蓋然性、完了後における当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含むがこれに限られない。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適切であること</p> <p>上記 乃至 の他、当該大規模買付け等又はこれに係る取引について、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる重大なおそれがあること</p>
---------------------	--

本新株予約権の行使の条件	<p>3) 上記2)の他、ある者による大規模買付け等に関して権利発動事由が生じた場合において、当社取締役会の提示又は賛同する、当該大規模買付け等とは別の代替案が存在し、当該代替案が当社に係る支配権の移転（特定の者が当社の総株主の議決権の3分の1を超えて保有することとなる行為をいう。）を伴う場合であって、(i)当該大規模買付け等が、当社が発行者である普通株式全てを対象として現金により買付ける旨の公開買付けのみにより実施されており、(ii)当該大規模買付け等が、その目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白でなく、(iii)当該大規模買付け等に係る取引の仕組みが、いわゆる二段階買収等、それに応じることを当社の株主に事実上強要するものでなく、及び(iv)当該大規模買付け等又はこれに係る取引が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる重大なおそれがないものであるとの条件をいずれも満たした場合には、本新株予約権は行使することができない。なお、上記の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会により判断されるものとする。</p> <p>4) 上記2)及び3)の他、適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために、(i)所定の手続の履行若しくは(ii)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は(iii)その双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために当社において履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行又は充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>5) 受託者は、受託者の地位に基づいて本新株予約権を行使することができない。なお、受託者たる信託銀行又は信託会社が、固有勘定又は上記1) に規定する信託以外の信託に係る信託勘定によって保有する本新株予約権を行使することを妨げるものではない。</p> <p>6) 新株予約権者が、上記1)から5)までの規定に従い新株予約権を行使できない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。</p>
本新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が、適用ある外国の法令の管轄地域に所在する者であり、上記「本新株予約権の行使の条件」欄の4)の規定により本新株予約権を行使することができない者（上記「本新株予約権の行使の条件」欄の2)、3)又は5)の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。）であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。</p> <p>本新株予約権の全部又は一部の譲渡に関し、譲受人が作成し署名又は記名押印した確認書（下記 乃至 についての表明・保証条項及び補償条項を含む。）が譲渡人によって提出されていること</p> <p>譲渡人及び譲受人が大規模買付け者グループに属する者でないこと</p> <p>譲受人が当該管轄地域に所在せず、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者ではないこと</p> <p>譲受人が上記 及び に定めるいずれかの者のために譲り受けようとしている者でないこと</p>
取得条項に関する事項	(注) 2
信託の設定の状況	(注) 3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 当社は、三井住友信託銀行株式会社を受託者とする新株予約権管理信託契約を締結し、信託を設定いたしました。権利発動事由が発生するまでは、同信託銀行が同信託契約に基づき新株予約権を管理し、権利発動事由が発生した場合は、その後の一定の手續に従い最初に特定される当社の全株主(買収者を含み、自己株式所有者としての当社を除く。)が新株予約権の交付を受けるべき受益者として確定されます。

2 新株予約権の取得事由及び条件

1) 当社は、権利発動事由発生時点以降、上記「本新株予約権の行使期間」欄の本新株予約権の行使期間が満了する時までの間、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき別途定める日において、上記「本新株予約権の行使の条件」欄に従い本新株予約権を行使することができる者及び上記「本新株予約権の行使の条件」欄の4)により本新株予約権を行使することができない者(上記「本新株予約権の行使の条件」欄の2)、3)又は5)の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)から、当該者の有する本新株予約権を取得し、それらの者に対し、その対価として、当社普通株式を交付することができる。

2) 上記1)の他、当社は、次の各号所定のいずれかの事由に該当する場合には、いつでも、当社取締役会の定める日(ただし、以下の 又は の決議があった場合には、当該決議があった日の翌日から起算して3営業日が経過した日)において、本新株予約権の全部を無償で取得する。

権利発動事由が生じた場合であって、上記「本新株予約権の行使の条件」欄の2)又は3)に従い本新株予約権の全部を行使することができない場合

当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を最大化するために必要であると認めた場合

当社取締役会が本新株予約権を発行する目的を達成するための新たな制度の導入に際して必要があると認めた場合

上記 乃至 の他、当社取締役会が本新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合

特別委員会が本新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合

当社の株主総会が、本新株予約権の全部を無償で取得すべき旨について、会社法第309条第1項所定の方法により決議した場合

3 当社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者とする新株予約権管理信託契約を締結し、信託を設定しております。

4 取得の対価として交付される株式の種類及び数

1) 上記(注)2に従った本新株予約権の取得の対価として交付される株式の種類は、当社普通株式とする。

2) 上記(注)2に従った本新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記3)又は4)により交付株式数(下記3)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の交付株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

3) 各本新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は、1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \text{調整前交付株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後に生じた交付株式数の調整事由に基づく交付株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前交付株式数に適切に反映した上で、調整後交付株式数を算出するものとする。

- 4) 上記3)の交付株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。

資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために交付株式数の調整を必要とするとき

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により、交付株式数の調整を必要とするとき

- 5) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転時における本新株予約権に代わる新株予約権の交付に関する事項

当社が次の1)から5)までに掲げる行為(以下「合併等」という。)を行う場合は、当該時点において行使又は取得されていない本新株予約権に代わる新株予約権を、当該1)から5)までに定める株式会社(以下「存続株式会社等」という。)に対し、下記乃至の各号の定めに従い、交付させることができる。ただし、当該交付に関し、下記乃至の各号の決定方針に沿った記載のある当該1)から5)までに定める契約又は計画につき当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

- 1) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社：吸収合併契約又は新設合併契約

- 2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社：吸収分割契約

- 3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社：新設分割計画

- 4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社：株式交換契約

- 5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社：株式移転計画

新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の種類

存続株式会社等の普通株式

新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の数

合併等の条件等を勘案の上、目的となる存続会社株式等の株式の数につき合理的な調整を加える。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

合併等の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整を加える。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

承継された新株予約権の権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得事由等

上記「本新株予約権の行使期間」、「本新株予約権の行使の条件」及び(注)2、4等に準じて、合併等に際して当社取締役会が決定する。

当社取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡については、存続株式会社等の当社取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が、上記「本新株予約権の行使の条件」欄の4)の規定により本新株予約権を行使することができない者(上記「本新株予約権の行使の条件」欄の2)、3)又は5)の規定により新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、上記「本新株予約権の譲渡に関する事項」欄の乃至の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

6 本新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所

本新株予約権の行使は、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むとともに、当社所定の新株予約権行使請求書（当該本新株予約権者が大規模買付者グループに属する者に該当せず、かかるいずれかの者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項及び補償条項を含む。）に行使する本新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名押印した上、必要に応じて別途定める本新株予約権行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法その他の法令及びその関連法規（日本証券業協会及び本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。）の下でその時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を添えて、新株予約権の行使場所又は自らの口座を開設する口座管理機関に提出することにより行われるものとする。なお、本新株予約権者は、その所有する各本新株予約権を個別に行使することができるものとし、かかる個別行使の際に残余の本新株予約権がある場合には、当社は、当該本新株予約権者の個別行使の日付と残余の本新株予約権の個数とを新株予約権原簿に記載又は記録するものとする。

7 本新株予約権行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力発生時期は、上記(注)6の規定に従い、行使に係る本新株予約権行使請求書及び添付書類が新株予約権の行使場所に到着した時（ただし、権利発動事由発生時点以降においては、かかる到着した時又は当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき定めた一定の時で公表されたもののいずれか遅い時）とする。本新株予約権の行使の効力は、かかる本新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じるものとする。

8 本新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しない。

9 法令の改正等による修正

本新株予約権発行後、法令又は関連する金融商品取引所の規則若しくはガイドラインの新たな制定又は改廃により、上記各項に定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。ただし、当社取締役会が別途定める場合はこの限りではない。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
1981年4月1日	1,880	20,680	94,000	1,034,000	94,000	337,867

(注) 無償株主割当による資本準備金の資本組入によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		17	20	115	42	1	2,935	3,130	
所有株式数 (単元)		52,204	1,007	45,455	15,516	2	92,529	206,713	8,700
所有株式数 の割合(%)		25.25	0.49	21.99	7.51	0.00	44.76	100.00	

- (注) 1 「金融機関」には、[役員向け株式交付信託/取締役に対する業績連動型株式報酬制度]の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))が所有する当社株式335単元が含まれております。
- 2 自己株式は、「個人その他」に5,963単元、「単元未満株式の状況」に78株含まれております。なお、[役員向け株式交付信託/取締役に対する業績連動型株式報酬制度]の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))が所有する当社株式33,502株は当該自己株式に含めておりません。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日化産取引先グループ持株会	東京都台東区下谷2丁目20番5号	2,092	10.42
大樹生命保険株式会社	東京都千代田区大手町2丁目1番1	1,000	4.98
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	970	4.83
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL (常任代理人 シティバンク、 エヌ・エイ東京支店)	CANADA SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 5LB (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	951	4.74
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	799	3.98
にっかさん従業員持株会	東京都台東区下谷2丁目20番5号	732	3.65
住友不動産株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目4番1号	591	2.94
住友金属鉱山株式会社	東京都港区新橋5丁目11番3号	541	2.70
日本パーカライジング株式会社	東京都中央区日本橋1丁目15番1号	490	2.44
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	457	2.28
計		8,625	42.95

(注) 1 当社は自己株式596,378株(所有割合2.88%)を所有しておりますが、上記大株主の状況に含めておりません。なお、[役員向け株式交付信託/取締役に対する業績連動型株式報酬制度]の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))が所有する当社株式33,502株は、当該自己株式に含めておりません。

2 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

3 2019年12月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社が2019年12月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
シンプレクス・アセット・ マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	1,560	7.54

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 596,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,075,000	200,750	
単元未満株式	普通株式 8,700		1単元(百株)未満の株式
発行済株式総数	20,680,000		
総株主の議決権		200,750	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、[役員向け株式交付信託/取締役に対する業績連動型株式報酬制度]の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))が所有している当社株式33,500株が含まれております。
- 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式78株が含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本化学産業株式会社	東京都台東区下谷 2丁目20番5号	596,300		596,300	2.88
計		596,300		596,300	2.88

- (注) 自己名義所有株式数には[役員向け株式交付信託/取締役に対する業績連動型株式報酬制度]の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))が所有する当社株式33,500株を含めておりません。

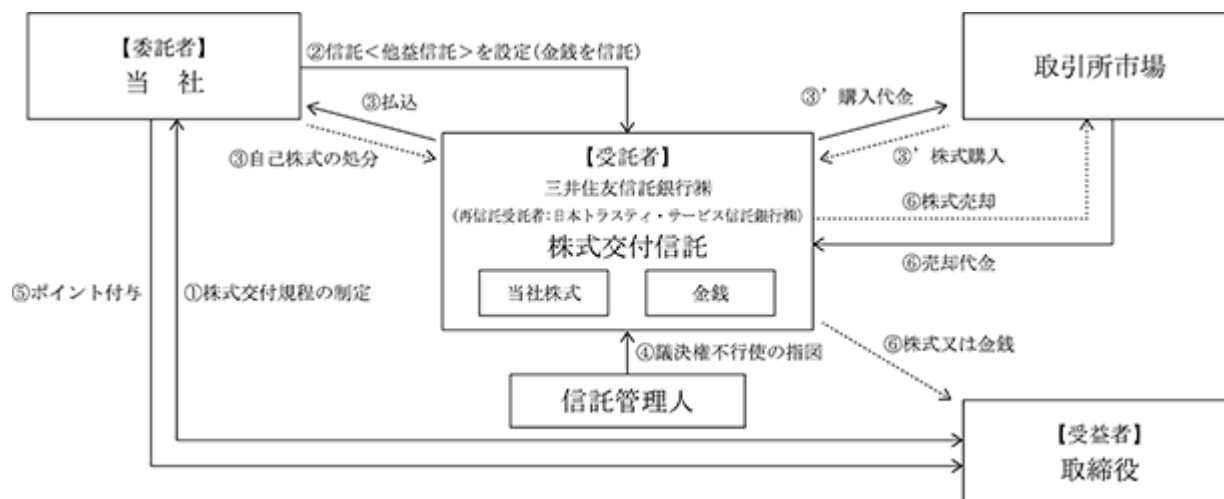
(8)【役員・従業員株式所有制度の内容】

1. 役員向け株式交付信託/ 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の概要

当社は、業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、「役員向け株式交付信託」制度（以下「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、業績達成度等一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイント数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付されるという、業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

< 本制度の仕組みの概要 >



当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定します。

当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（かかる信託を、以下、「本信託」という。）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。

受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。

信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。

本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。

株式交付規程に基づき、当社は取締役にに対しポイントを付与していきます。

株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

2. 取締役に交付する予定の株式の総数

42,000 株

3. 本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

株式交付規程の定めにより財産給付を受ける権利を取得した取締役が対象であります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式		
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	596,378		596,378	

(注) 1 当事業年度及び当期間の保有自己株式数には、[役員向け株式交付信託/取締役に対する業績連動型株式報酬制度]の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))が所有する当社株式33,502株は含まれておりません。

2 当期間におけるその他及び保有自己株式数には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの取引は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対し長期かつ安定してお報いし、また、収益力の向上による成果に応じて還元するという基本方針のもと、将来の積極的な事業展開と事業環境の急激な変化に備えた経営基盤の強化に必要な内部留保をも勘案のうえ配当を決定することとしております。

当期の業績につきましては、主力の薬品事業においては、米中貿易戦争の収束の目途も経たず、かつ、2020年に入ってからコロナ禍による世界経済の停滞により、厳しい実績となり、また、今後もしばらくはこの状況が続くことが予想されております。しかしながら、前述の基本方針等を総合的に勘案の上、当期の配当につきましては、株主の皆様にお報いいたしたく、取締役会決議により中間配当1株につき基本配当14円に加え、当社の前身である柳澤有機化学工業所の創設80年にあたることを記念して記念配当1株につき1円の計15円、総額301,254千円（支払開始日：2019年12月6日）、期末配当も1株につき基本配当14円に加え、記念配当1株につき1円の計15円、総額301,254千円（支払開始日：2020年6月9日）とさせていただきます。

(注) 基準日が当事業年度に属する取締役会決議による剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2019年11月8日 取締役会決議	301,254	15.00
2020年5月13日 取締役会決議	301,254	15.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、当社は『企業は公器』との理念に基づき、法と社会倫理を遵守するとともに、透明性、信頼性の高い企業運営を推進し、『成長』の達成によって企業価値を高め、以て社会に貢献するという経営の基本方針を実現するために、経営上の組織体制や運営方法を整備し、必要な施策を実施して行くことによりコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを、経営上の重要課題として位置づけております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(a) 企業統治の体制の概要

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を受けて、具体的には次の機関を設置し、必要な諸施策を実施しております。

1) 取締役・取締役会

当社は、取締役会を、経営の基本方針と戦略の決定、重要な業務執行に関する事項の決定、並びに業務執行の監督を行う機関と位置付けております。定款で取締役は12名以内と定めておりますが、現在、社外取締役3名を含む9名の取締役で構成されております。取締役会は、原則として月1回開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役の責任を明確化するため、任期は1年としております。管理部門、薬品事業、建材事業の各担当取締役等から報告される全社にわたるきめ細かな情報をベースに、十分な議論を尽くした上で重要事項の意思決定を行うとともに執行部門への監督を行い、経営の効率化・健全化・経営責任の明確化に最大限の努力を図っております。

2) 執行役員制度

当社は、業務執行の迅速化、効率化を図るため、業務を担当する執行役員以下に執行権限を委譲する執行役員制度を採用しております。執行役員は、取締役会が決定した基本方針に従って、業務執行を行っております。執行役員は、現在9名(内、取締役兼務者が6名)で、その任期は1年としております。

3) 経営会議

当社は、社長の意思決定を補佐するための機関として、社長、執行役員が出席する経営会議を設けております。経営会議では、取締役会付議事項の決定、取締役会で決定された基本方針、計画、戦略に沿って執行役員が業務執行を行うことに伴う施策の審議等を行っており、経営会議の審議を経て社長が意思決定をすることとしております。

4) 監査役・監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、4名の監査役で監査役会を構成し、うち3名が社外監査役であります。各監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画に従い、取締役の職務執行全般にわたって監査を行っており、原則毎月開催される監査役会を通じて監査意見の交換・形成を図るとともに、常勤監査役が経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の重要会議に出席する等、監査機能の充実に努めております。更に、各監査役は取締役会に出席するほか、会計監査人、代表取締役社長、社外取締役、業務執行取締役と定期的に意見交換を行い、連携を図り監査機能の強化に努めております。

なお、社外監査役3名は、経験と見識及び専門的な知識を有し、独立した立場から客観的・中立的監査を行えることとなっております。

5) 内部監査部門

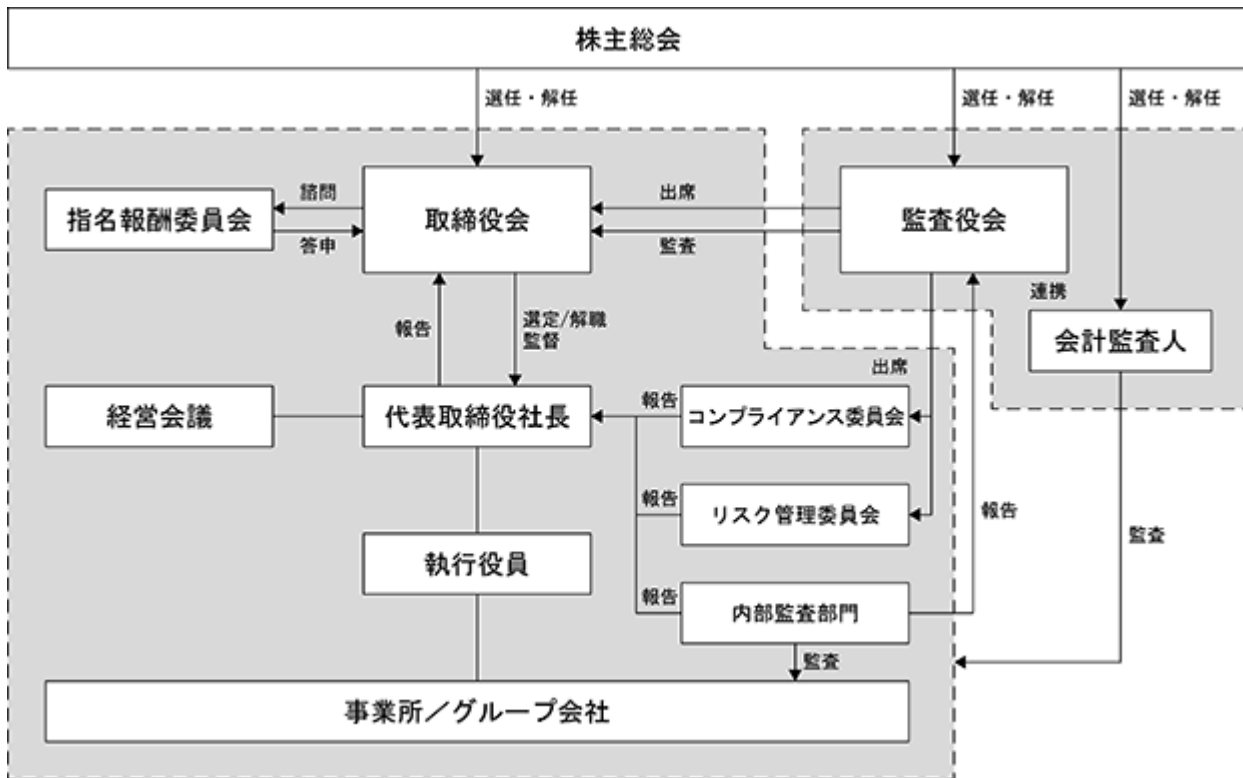
内部監査部門である社長室(6名)は、財務及び会計に関する実務経験が豊富な内部監査人より構成されており、リスクマネジメント、定款、諸規程の遵守等、内部監査規程に基づく監査を実施しており、その結果について、取締役及び監査役に報告いたしております。

6) 指名報酬委員会

2020年2月27日に開催された取締役会の決議により、取締役等の指名及び報酬等の決定に関する手続きの透明性・客観性を強化することを目的に取締役会の諮問機関として、任意の指名報酬委員会を設置いたしました。

この指名報酬委員会は取締役会の諮問に応じて取締役等の指名及び報酬等に関する事項を審議し、取締役会に答申致します。なお、指名報酬委員会の委員は、社内取締役及び独立社外取締役3名以上で構成され、その過半数を独立社外取締役としております。

当社の企業統治の体制の様式図は以下のとおりであります。



(b) 当該企業統治の体制を採用する理由

当社は取締役会に経営の基本方針と戦略の決定、重要な業務執行に関する事項の決定と監督を行わせるとともに、監査役会が取締役会を牽制する体制とし、業務執行の迅速化、効率化を図り、また、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することで、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることができる体制と考えております。

企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システム、リスク管理体制の整備の状況及び当該体制の運用状況

当社の内部統制システムといたしましては、従前より組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、決裁規程、内部監査規程等、内部統制制度構築のための組織・諸規定の整備を推進してまいりました。更に、会社法に従い、2006年5月9日開催の取締役会で決議いたしました内部統制システム構築の基本方針に基づき、下記の整備を進めております。なお、基本方針に関しては2009年4月27日、2015年4月28日、及び2017年4月27日に一部改訂しております。

- ・取締役及び使用人の職務の執行が法律及び定款に適合することを確保するための体制については、体制整備を目的としコンプライアンス綱領としての「日本化学産業企業行動規範」を策定し、この徹底を図るため「コンプライアンス委員会規程」を策定しております。コンプライアンス委員会規程に基づき、委員会を組織し、委員会において「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、全役員、従業員へ配布、コンプライアンスの周知・徹底を図っております。また、コンプライアンス委員会を毎月開催し、遵守状況の確認及び問題点の改善を行っております。
- 更に「内部通報処理規程」を策定、実施し、従業員等からの法令及び定款違反等の通報や相談が出来る体制を構築しております。
- ・取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「文書管理規程」「情報システム業務管理規程」「印章管理規程」を策定し、取締役及び使用人の職務の執行に係る情報を包括的に管理しております。
- ・損失の危険の管理に関する規定その他の体制については、「リスク管理規程」を策定し、経営危機等リスクに対し、管理責任者を任命し、有事の際の対応体制・方法等の整備を実施しております。また、東日本大震災、福島原発事故、タイにおける大洪水等の被災を教訓に、中核となる事業の継続あるいは、早期復旧を可能にする「事業継続計画」(BCP)を策定し、実行に移しております。当連結会計年度においては、新たにリスク管理委員会を設置し、リスク重点課題の設定・進捗管理等を行い、リスク管理強化を図っております。
- ・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び金融商品取引法で求められている財務報告の信頼性確保の体制整備については、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を策定するとともに、推進チームを編成し、当連結会計年度においても、財務報告の内部統制に係る重要な業務の文書化及び諸規程の整備等内部統制システムの一層の強化・改善に努めております。更に内部監査部門により内部統制の整備・運用状況を適法性及び効率性の観点から検討のうえ評価し、これに基づいて推進チームより改善を重視した是正勧告及びこれを取締役会、監査役に報告するとともに当該部門で是正作業を実施し、内部統制の整備状況の把握及び改善に努めております。

ロ 当社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、連結対象子会社の自主性を尊重しつつ「関係会社管理規程」に基づき、月1回ないしは必要に応じて連結子会社より事業状況等の報告を受けております。連結子会社は、当社海外本部等を通じての指導、管理のもと当社のリスク管理体制に準じたリスク管理体制を構築・整備するとともに、相互連携の強化や情報の共有化を図っております。連結子会社は、業務の適正を確保するため、当社に準じたコンプライアンス体制を構築、運用し、月1回、法令、定款及び社内規程の遵守状況を確認し、コンプライアンス委員会に報告しております。また、当連結会計年度においては、内部通報制度を整備し従業員等からの法令及び定款違反等の通報や相談が出来る体制を構築しております。内部監査部門は必要に応じて、連結対象子会社を監査しております。

ハ 責任限定契約の内容

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役、会計監査人とそれぞれ業務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるように、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役、会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

ニ 当社定款における定め概要

- ・当社の取締役は12名以内と定める他、株主総会における取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を持って行うこととし、累積投票によらないものと定めております。
- ・株主総会の特別決議要件につきましては、定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことを目的に、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その3分の2以上をもって行うことができる旨定めております。

- ・自己の株式の取得につきましては、機動的な資本政策を遂行することを目的とし、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得できる旨定めております。
 - ・剰余金の配当等の決定機関につきましては、株主へ機動的に利益還元ができるよう、剰余金の配当等会社法459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって決定できる旨定めております。なお、これに伴い、取締役の任期を1年に短縮する旨定めております。
- 取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であったものを含む)が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役及び監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨定めております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、市場のグローバル化、株式持合いの解消等が進む中で、買収対象企業の同意を得ることなく、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する敵対的買収が行われるリスクは高まっていると認識しております。もとより、当社といたしましては、当社株券等の大規模買付け等に関する提案(以下「買収提案」といいます。)が、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を図るものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資する場合は、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、敵対的買収の中には、一時的、短期的に高配当又は高株価を実現することを目的とするもの、買収後の経営方針・計画が当社の培ってきた経営基盤と無縁で実現性に乏しい曖昧なものや、当社や株主の皆様を買収提案の内容を検討する情報や時間すら与えないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する、あるいはそのおそれが顕著であるものも少なくないと考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を中長期的に確保又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。

したがって、当社は、当社の経営方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を著しく損なうおそれのある当社株券等の大規模買付け等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切なものとして、法令等及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることをその基本方針といたします。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、柳澤二郎氏、柳澤三郎氏の両名が、1939年8月に有機・無機の工業薬品の製造を目的に創業した柳澤有機化学工業所を前身とし、その販売部門として1946年2月に設立された、日本化学産業株式会社と柳澤有機化学工業所とを1948年4月に統合して製造・販売一体の現在の営業の基盤を完成させ、今日に到っております。当社の取扱品は一般的な装飾用めっき薬品が主でありましたが、新規の製品開発・用途開発を積極的に進めた結果、現在はOA機器・エレクトロニクス等幅広い分野に用いられる表面処理用薬品・触媒用薬品・電池用薬品・セラミックス・ガラス用薬品等、多品種・多用途にわたる無機・有機金属薬品を製造販売する薬品事業に成長し、1963年に進出した建材事業は、アルミよろい戸をはじめ多数の製品を開発し、現在は防火・通気(換気)・防水関連で特殊な機能を持つ住宅建材製品を主に製造販売しております。

これらは、当社が長年にわたり開発、蓄積したノウハウ及びそれに基づく開発力と薬品製造における生産技術力、建材製造における金属加工技術力により成し得たものであり、それらによりユーザーの要望・ニーズにお応えすることによって高い評価をいただいております。

当社の「経営方針」は、薬品・建材両事業における先端的技術と独創的開発を更に追求し、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保又は向上していくことにあります。その実現のため、既存製品については、コスト引き下げ・効率化・合理化等による競争力の強化や新用途開発、新規顧客開拓等によりシェア維持・拡大を図り、新製品については、市場ニーズを的確に捉えた開発・実績化・拡販を図るとともに、新規事業の開拓、海外展開強化、資本・業務提携等の推進により、引き続き業績の維持・向上を図ってまいります。

一方で、激変する事業環境に対し、薬品事業における海外子会社での生産品目追加や福島第一工場での電池材料受託加工等の生産増強等を主体として、国内4工場に海外子会社を加えた「5工場」でのグローバルな生産・販売体制を構築・拡大するとともに、設備と要員の一段の効率化及び安価原料・リサイクル原料の一層の活用を図り、低稼働でも一定水準の利益を確保できるような低コスト体質を構築してまいります。また、これらを背景として、新規需要が期待される環境対応型表面処理用薬品やリチウムイオン電池用正極材、プリント基板用薬品等の情報技

術関連薬品の更なる開発・販売促進を行うことも、当面の最重要課題であると考えております。

また、当社グループ全体として事業環境、自然災害等の変動リスクに的確かつ迅速に対応すべく、東日本大震災及びタイ洪水における教訓を踏まえた事業継続計画（BCP）を定着・実行するとともに、一層強靱な事業体質・収益力を構築し、薬品及び建材事業の販売及び生産全てにおいて、あらゆるイノベーションへ積極的に取り組むことによって、「新たな価値」を創出し、これを顧客の皆様へ提供することを通して、業績の持続的な成長を確実なものとしたたく考えております。当社はこれらの施策を実行、達成することにより、必ずや企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が確保・向上されるものと確信しており、株主の皆様ほか取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係も一層強化できるものと考えております。

当社は、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上に邁進する一方で、「企業は公器」との理念に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実と透明性、信頼性の高いコンプライアンスの遵守も最も重要な課題であると位置づけて実践しております。

コーポレート・ガバナンスに関する取組の詳細につきましては、「第4 4コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載しております。

コンプライアンスの遵守については、綱領としての「日本化学産業行動規範」及び「コンプライアンス委員会規程」を策定し、コンプライアンス委員会規程に基づき委員会を設置しております。月1回、同委員会を開催しコンプライアンスに抵触する案件がないのかチェックし、同委員会において作成した「コンプライアンス・マニュアル」を全役員及び従業員へ配布するとともにそのマニュアルを基に教育を行い、コンプライアンスの周知徹底を図っております。

当社は、上記の具体的取組を通じて、供給する製品群について、今後も常に環境と安全性に最大限考慮する等、社会的責任を果たすことを重視して行動することにより、資本市場からの一層の評価が得られるよう努力してまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2018年5月11日開催の取締役会において、新株予約権と信託の仕組みを利用した信託型ライツ・プラン（以下「本信託型ライツ・プラン」といいます。）を設定することを決議し、同年6月26日開催の当社第93回定時株主総会にて、株主の皆様のご承認をいただきました。本信託型ライツ・プランは、当社の株券等の所有者及びその共同所有者であって議決権割合が15%を超える者になったことを示す公表がなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき、及び、当社の株券等について、買付等の後におけるその者の所有に係る株券等の議決権割合がその者の特別関係者の議決権割合と合計して15%を超えることとなるような公開買付けの開始公告を行ったことを示す公表がなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき等に限り、原則として、当社議決権割合の15%を超える割合を有する大規模買付者グループ以外の者が行使できる新株予約権を、あらかじめ特定の信託銀行に対して発行する仕組みです。この仕組みが存在することによって、当社取締役会は、大規模買付者グループについて情報の収集・検討等を行い、株主の皆様とその経営方針やそれが当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に与え得る影響等を説明することや、代替案を提示する機会並びにそのための時間を確保できることとなります。そして、これを利用して株主の皆様のために大規模買付者と交渉し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上に資すると判断された場合を除いては、本信託型ライツ・プランを発動することとなります。

当社は、三井住友信託銀行株式会社に対して、(a)大規模買付者グループに属する者による新株予約権の行使を認めない旨の条項及び(b)当社が大規模買付者グループに属する者以外の者から新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式を交付することができる旨の条項（取得条項）等を付した新株予約権を無償で発行いたします。本信託型ライツ・プランに係る新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の募集事項は以下のとおりです。

(本新株予約権募集事項)

(1) 申込期日

2018年6月29日

(2) 割当日(会社法第238条第1項第4号に定義される。)

2018年6月29日

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- 1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
- 2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又はこれに代わる当社の有する当社普通株式の移転を当社普通株式の「交付」とい

う。)する数の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記3)又は4)により対象株式数(下記3)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

- 3) 各本新株予約権の行使により当社普通株式を交付する数(以下「対象株式数」という。)は、新株予約権1個当たり1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後に生じた対象株式数の調整事由に基づく対象株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前対象株式数に適切に反映した上で、調整後対象株式数を算出するものとする。

- 4) 上記3)の対象株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。
資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために対象株式数の調整を必要とするとき。
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により、対象株式数の調整を必要とするとき。

- (4) 本新株予約権の総数

25,000,000個

- (5) 各本新株予約権の払込価額

無償とする。

- (6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たりの額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた価額とする。行使価額は1円とする。

- (7) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の払込取扱銀行及び払込取扱場所

三井住友信託銀行株式会社

本店営業部

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

- (8) 本新株予約権の行使期間

2018年7月1日から2021年6月30日(ただし、2021年6月30日以前に権利発動事由(下記(9)1)に定義される。)が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から6ヶ月間を経過した日)までとする。ただし、本新株予約権の行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とする。

- (9) 本新株予約権の行使の条件

- 1) 下記乃至に記載される者を除く一又は複数の者が、本新株予約権の割当日の前後を問わず、

(ア)当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下本(ア)において同じ。)の保有者(同法第27条の23第1項の保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。また、保有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに保有者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、共同保有者とみなす。)であって、15%を超える議決権割合を有する者(当社取締役会が、別途定めるライツ・プラン運用ガイドライン(以下「ライツ・プラン運用ガイドライン」という。)に規定される企業価値特別委員会(以下「特別委員会」という。)の意見を徴した上で、当社が発行者である株券等について15%を超える議決権割合を有する保有者及び共同保有者であると相当の根拠に基づき合理的に認めたる者を含み、以下これらの者を総称して「大量保有者グループ」という。)になったことを示す公表(ある者が大量保有者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所制定に係る有価証券上場規程所定の開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が大量保有者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が大量保有者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。)が全てなされた日の翌日から起算して14日間(ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、かかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に当該大量保有者グループ全体の所有に係る議決権割合が15%以下となったことが明らかに

なった場合及び当該大量保有者グループを形成する大規模買付者（後に定義される。）が下記に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。）、

又は、

(イ) 当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本(イ)において同じ。）について、公開買付け（同法第27条の2第6項に定義される公開買付けであって、同法第27条の2第1項に規定する買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項で定める場合を含む。）に係る株券等の議決権割合が、その者の特別関係者（同法第27条の2第7項に定義される。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。また、その者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びにその者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、特別関係者とみなす。以下本項において同じ。）の議決権割合と合計して15%を超える場合に限り。以下同じ。）（また、以下、上記公開買付けを行う者を「公開買付者」といい、公開買付者と上記特別関係者を総称して「公開買付者グループ」という。）の開始公告を行ったことを示す公表（ある者が公開買付者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所の有価証券上場規程に定められた開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が公開買付者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が公開買付者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。）が全てなされた日の翌日から起算して14日間（ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、かかる期間を延長することができる。）が経過したとき（当該期間中に当該公開買付けが撤回された場合及び当該公開買付けを行った者が下記に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。）（以下、上記(ア)又は(イ)に定める事由をそれぞれ「権利発動事由」といい、権利発動事由が発生した時点をそれぞれ「権利発動事由発生時点」という。）

以降に限り、大量保有者グループ又は公開買付者グループ（これらを総称して、以下「大規模買付者グループ」という。）に属する者以外の者のみが、下記(14)及び(15)に定めるところにより、本新株予約権を行使することができる。なお、大規模買付者グループには、(i)これらのグループに属する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者、(ii)これらのグループに属する者又は上記(i)に該当する者の関連者（実質的にその者が支配する者又はその者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認めた者をいう。）及び(iii)これらのグループに属する者又は上記(i)若しくは(ii)に該当する者と協調して行動する者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認めた者（当社取締役会が行う、上記(ii)及び(iii)に該当する者か否かの認定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引又は契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係の形成の有無や、大規模買付者グループに属する者又は(i)に該当する者及び上記(ii)又は(iii)に該当するか否か判断の対象となっている者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとする。）も含まれるものとする。

また、大量保有者グループを形成する保有者（上記(ア)に定義される。）及び公開買付者グループに属する公開買付者（上記(イ)に定義される。）を総称して「大規模買付者」といい、大規模買付者による当社株券等の議決権割合が15%を超える結果となる当社株券等の取得等を「大規模買付け等」という。

当社又は当社の子会社

当社を支配する意図なく大規模買付者となった者である旨、当社取締役会が認めた者であって、かつ、大規模買付者になった後14日間（ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより大規模買付者ではなくなった者

当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく大規模買付者になった者である旨、当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）

当社を委託者とする信託の受託者として本新株予約権をその発行時に取得し、保有している者、又はかかる者から当該信託の受託者としての地位を承継した者（当該信託の受託者としての当該者に限り、以下「受託者」という。）

上記 から までに掲げる者の他、当社取締役会が、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、その者による当社の株券等の取得又は保有が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると認められた者（一定の条件の下に当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると当社取締役

会が認めた場合には、当該一定の条件が継続して満たされている場合に限る。)

- 2) 上記1)にかかわらず、ある者による大規模買付け等に関し権利発動事由が生じた場合において、当該大規模買付け等につき、(i)次の各号に規定する事由(以下「脅威」という。)がいずれも存しない場合、又は(ii)一若しくは複数の脅威が存するにもかかわらず、本新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない場合には、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記(i)又は(ii)の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会により判断されるものとする。

当該大規模買付け等が、その目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益(当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の利益も勘案されるものとする。以下同じ。)を損なうことが明白であること

当社取締役会が当該大規模買付け等について十分な情報を取得することができないこと、又はこれを取得した後、当該大規模買付け等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと

当該大規模買付け等に係る取引の仕組みが、いわゆる二段階買収(第一段階の買付けで株券等の全てを買付けられない場合における第二段階の買付けの条件を不利に設定し、若しくは明確にせず、又は上場廃止等による将来の株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような方法で株券等の買付けを行い、当社株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するものをいう。以下同じ。)等、それに応じることを当社の株主に事実上強要するものであること

当該大規模買付け等の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実行の蓋然性、完了後における当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含むがこれに限られない。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適切であること

上記乃至その他、当該大規模買付け等又はこれに係る取引について、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる重大なおそれがあること

- 3) 上記2)の他、ある者による大規模買付け等に関して権利発動事由が生じた場合において、当社取締役会の提示又は賛同する、当該大規模買付け等とは別の代替案が存在し、当該代替案が当社に係る支配権の移転(特定の者が当社の総株主の議決権の3分の1を超えて保有することとなる行為をいう。)を伴う場合であって、(i)当該大規模買付け等が、当社が発行者である普通株式全てを対象として現金により買付ける旨の公開買付けのみにより実施されており、(ii)当該大規模買付け等が、その目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白でなく、(iii)当該大規模買付け等に係る取引の仕組みが、いわゆる二段階買収等、それに応じることを当社の株主に事実上強要するものでなく、及び(iv)当該大規模買付け等又はこれに係る取引が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる重大なおそれがないものであるとの条件をいずれも満たした場合には、本新株予約権は行使することができない。なお、上記の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会により判断されるものとする。

- 4) 上記2)及び3)の他、適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために、(i)所定の手続の履行若しくは(ii)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、又は(iii)その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために当社において履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行又は充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。

- 5) 受託者は、受託者の地位に基づいて本新株予約権を行使することができない。なお、受託者たる信託銀行又は信託会社が、固有勘定又は上記1)に規定する信託以外の信託に係る信託勘定によって保有する本新株予約権を行使することを妨げるものではない。

- 6) 新株予約権者が、上記1)から5)までの規定に従い新株予約権を行使できない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(10) 本新株予約権の取得事由及び条件

- 1) 当社は、権利発動事由発生時点以降、上記(8)所定の本新株予約権の行使期間が満了する時までの間、当社

取締役会が特別委員会の勧告に基づき別途定める日において、上記(9)に従い本新株予約権を行使することができる者及び上記(9)4)により本新株予約権を行使することができない者(上記(9)2)、3)又は5)の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)から、当該者の有する本新株予約権を取得し、それらの者に対し、その対価として、当社普通株式を交付することができる。

- 2) 上記1)の他、当社は、次の各号所定のいずれかの事由に該当する場合には、いつでも、当社取締役会の定める日(ただし、以下の 又は の決議があった場合には、当該決議があった日の翌日から起算して3営業日が経過した日)において、本新株予約権の全部を無償で取得する。

権利発動事由が生じた場合であって、上記(9)2)又は3)に従い本新株予約権の全部を行使することができない場合

当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を最大化するために必要であると認めた場合

当社取締役会が本新株予約権を発行する目的を達成するための新たな制度の導入に際して必要があると認めた場合

上記 乃至 の他、当社取締役会が本新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合

特別委員会が本新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合

当社の株主総会が、本新株予約権の全部を無償で取得すべき旨について、会社法第309条第1項所定の方法により決議した場合

(11) 取得の対価として交付される株式の種類及び数

- 1) 上記(10)に従った本新株予約権の取得の対価として交付される株式の種類は、当社普通株式とする。
- 2) 上記(10)に従った本新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記3)又は4)により交付株式数(下記3)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の交付株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
- 3) 各本新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は、1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後交付株式数 = 調整前交付株式数 × 分割・併合の比率

なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後に生じた交付株式数の調整事由に基づく交付株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前交付株式数に適切に反映した上で、調整後交付株式数を算出するものとする。

- 4) 上記3)の交付株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。
- 資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために交付株式数の調整を必要とするとき
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により、交付株式数の調整を必要とするとき

(12) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転時における、本新株予約権に代わる新株予約権の交付に関する事項

当社が次の1)から5)までに掲げる行為(以下「合併等」という。)を行う場合は、当該時点において行使又は取得されていない本新株予約権に代わる新株予約権を、当該1)から5)までに定める株式会社(以下「存続株式会社等」という。)に対し、下記 乃至 の各号の定めに従い、交付させることができる。ただし、当該交付に関し、下記 乃至 の各号の決定方針に沿う記載のある当該1)から5)までに定める契約又は計画につき当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

- 1) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社：吸収合併契約又は新設合併契約

- 2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社：吸収分割契約

- 3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社：新設分割計画

- 4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社：株式交換契約

5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社：株式移転計画

新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の種類

存続株式会社等の普通株式

新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の数

合併等の条件等を勘案の上、目的となる存続会社株式等の株式の数につき合理的な調整を加える。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

合併等の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整を加える。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

承継された新株予約権の権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得事由等

上記(8)乃至(11)等に準じて、合併等に際して当社取締役会が決定する。

当社取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡については、存続株式会社等の当社取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が、上記(9)4の規定により本新株予約権を行使することができない者(上記(9)2、3)又は5の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、下記(16) 乃至 の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

(13) 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における、増加する資本金の額及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における、増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。

(14) 本新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所

本新株予約権の行使は、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むとともに、当社所定の新株予約権行使請求書(当該本新株予約権者が大規模買付者グループに属する者に該当せず、かかるいずれかの者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項及び補償条項を含む。)に行使する本新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名押印した上、必要に応じて別途定める本新株予約権行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法その他の法令及びその関連法規(日本証券業協会及び本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。)の下でその時々において要求されるその他の書類(以下「添付書類」という。)を添えて、新株予約権の行使場所又は自らの口座を開設する口座管理機関に提出することにより行われるものとする。なお、本新株予約権者は、その所有する各本新株予約権を個別に行使することができるものとし、かかる個別行使の際に残余の本新株予約権がある場合には、当社は、当該本新株予約権者の個別行使の日付と残余の本新株予約権の個数とを新株予約権原簿に記載又は記録するものとする。

(15) 本新株予約権行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力発生時期は、上記(14)の規定に従い、行使に係る本新株予約権行使請求書及び添付書類が新株予約権の行使場所に到着した時(ただし、権利発動事由発生時点以降においては、かかる到着した時又は当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき定めた一定の時で公表されたもののいずれか遅い時)とする。本新株予約権の行使の効力は、かかる本新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じるものとする。

(16) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が、適用ある外国の法令の管轄地域に所在する者であり、上記(9)4の規定により本新株予約権を行使することができない者(上記(9)2、3)又は5の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

本新株予約権の全部又は一部の譲渡に関し、譲受人が作成し署名又は記名押印した確認書(下記 乃至 についての表明・保証条項及び補償条項を含む。)が譲渡人によって提出されていること

譲渡人及び譲受人が大規模買付者グループに属する者でないこと

譲受人が当該管轄地域に所在せず、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者ではないこと

譲受人が上記 及び に定めるいずれかの者のために譲り受けようとしている者でないこと

(17) 本新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しない。

(18) 割当先

三井住友信託銀行株式会社

(19) 法令の改正等による修正

本新株予約権発行後、法令又は関連する金融商品取引所の規則若しくはガイドラインの新たな制定又は改廃により、上記各項に定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。ただし、当社取締役会が別途定める場合はこの限りではない。

(4) 上記(2)の取組みについての取締役会の判断

当社の中期経営計画の策定等による企業価値の向上に向けた取組み、コーポレート・ガバナンスの強化等の各取組みは当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、結果として当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する株式の大規模買付けの防止に資するものです。従いまして、上記(2)の取組みは上記(1)の当社の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 上記(3)の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記(3)の取組みは当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する大規模買付けを防止するものでありますことから、上記(3)の取組みは、上記(1)の当社の基本方針に沿って策定されたものであると考えております。

また、当社取締役会は、上記(3)の取組みは、以下の 乃至 から、株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

設定に際しての株主総会特別決議による承認

米国のライツ・プランは、一般的に取締役会決議のみで導入されております。これに対し、当社が設定する本信託型ライツ・プランは、新株予約権の発行に際し株主総会の特別決議を取得することを予定してあります。

合理的な客観的解除要件の設定

前述のように、本新株予約権は、買収提案が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資する場合には行使することができないように、客観的な条件が定められております。

本新株予約権の行使条件の充足の有無の判断等については、前述のとおり、特別委員会がライツ・プラン運用ガイドラインに定める手続に従ってこれを行い、当社取締役会は、かかる特別委員会の判断を最大限尊重して、当社としての最終決定を行うこととなります。

新株予約権の無償取得可能性の確保（デッドハンド性の否定）

当社取締役会は、本新株予約権を行使することができないと判断する場合には、本新株予約権の権利発動事由発生時点を先送り等しない限り、原則として当社が本新株予約権を無償にて取得することを決議しなければなりません。

これに加え、当社取締役会は、一定の場合には、いつでも当社が本新株予約権を取得することを決議することができるものとされております。いわゆる委任状勧誘合戦の結果、大規模買付者グループにより選任された取締役によって構成される当社取締役会であってもかかる権限を有するため、議決権行使を通じて株主の皆様意思表示が反映されることが確保されているといえます。

以上から、本信託型ライツ・プランにおける本新株予約権は、米国でかつて存在した、いわゆるデッドハンド・ビル、スローハンド・ビル等といったライツ・プランとは全く異なるものです。

ライツ・プラン運用ガイドラインの採択

当社取締役会は、本新株予約権が合理的に利用されるために、有事の際の発動・維持・解除等に関する判断権者、手続、判断方法を具体的に記載したライツ・プラン運用ガイドラインを、特別委員会の同意を得て当社取締役会において決議することとしております。

独立社外者のみからなる特別委員会の設置

本信託型ライツ・プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のための濫用を防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会の判断の公正さを担保し、その恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。本信託型ライツ・プラン設定時の特別委員会は、社外取締役1名及び社外有識者2名のみにより構成され、今後も独立社外者のみから構成されるものとしております。特別委

委員会は、具体的には、株主の皆様に代わり、株主の皆様のために、情報の収集や買収提案の検討を行い、当社取締役会等に対して大規模買付者との交渉を指示し、本信託型ライツ・プランの発動に関して、本新株予約権の権利発動事由発生時点の先送り及び新株予約権の無償取得の是非等に関する決定を行い、当社取締役会に勧告する役割等を果たします。

第三者専門家の意見の取得

大規模買付者グループが出現した場合又は出現のおそれがあると合理的に認められる場合、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士等を含みます。）の助言を受けることができるとされております。

有効期間の限定（3年間のサンセット条項の存在）

新株予約権の行使期間は原則として2021年6月30日までの3年間とされており、かかる3年経過後において信託型ライツ・プランを設定する場合には、再度株主総会の特別決議を経ることが予定されております。

当社取締役の任期（1年）の維持（期差任期型取締役会の不存在）

米国の多くの企業においては、取締役を三つのグループに分け、その任期をずらす期差任期型取締役会をライツ・プランと併用することにより、ライツ・プランに非常に高い防衛効果を付与しております。これに対し、当社は、当社取締役の任期を1年としており、期差任期型取締役会を有しておらず、当社は、本信託型ライツ・プランの設定後も、この状態を維持することとしております。

また、会社法第341条により、当社取締役を株主総会の過半数の決議で解任することもできます。当社取締役会としては、株主の皆様が、毎年、株主総会における議決権の行使による当社取締役の選解任を通じ、本信託型ライツ・プランの是非についてご判断されることが適切であると考えております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性13名 女性-名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	柳 澤 英 二	1949年11月5日生	1973年4月 新日本製鐵㈱入社 1983年7月 新日本製鐵㈱標準建築事業部掛長 1987年4月 当社入社 1988年4月 当社建材本部長 1989年6月 当社取締役 1993年6月 当社常務取締役 1995年6月 当社専務取締役 1996年4月 当社建材本部長 兼 社長室長 1999年6月 当社代表取締役専務 2003年6月 当社代表取締役社長(現任) 2003年7月 ネクサス・エレケミックCO.,LTD. 代表取締役会長 サイアム・エヌケーエスCO.,LTD. 代表取締役会長(現任)	注3	254
取締役 建材本部担当 兼 社長室長	野 瀬 賢 造	1957年1月8日生	1979年4月 新日本製鐵㈱入社 1994年11月 新日本製鐵㈱大阪支店建築営業室長 2004年7月 新日本製鐵㈱総合・システム建築部 長 2006年7月 新日鉄エンジニアリング㈱マネジ メントサポートセンター財務部長 2009年4月 新日鉄エンジニアリング㈱営業総括 部長 2010年4月 新日鉄エンジニアリング㈱調達企画 部長 2011年4月 当社顧問 2011年10月 当社社長室長 2012年6月 当社取締役 2016年6月 当社執行役員 2018年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 社長室長 兼 建材本部担当 (現任)	注3	7
取締役 総務部門担当	太 田 武 之	1958年8月4日生	1981年4月 ㈱三井銀行入行 2004年1月 ㈱三井住友銀行六本木法人営業部長 2006年4月 ㈱三井住友銀行新横浜法人営業部長 2008年4月 ㈱三井住友銀行日本橋東法人営業部 長 2010年6月 太陽石油㈱執行役員 2014年4月 太陽石油㈱常務執行役員 2016年12月 太陽石油㈱常務執行役員 兼 南西 石油㈱代表取締役社長 2019年4月 当社総務部エグゼクティブ・アドバ イザー 2019年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 総務部門担当(現任)	注3	5

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 薬品営業本部長 兼 海外本部長	山田 修	1957年12月9日生	1980年4月 2000年4月 2003年4月 2008年4月 2013年4月 2016年4月 2016年6月 2018年6月	当社入社 当社薬品営業本部長大阪支店表面処理 営業課長 当社薬品営業本部長名古屋支店長 当社薬品営業本部長東京営業部長 当社薬品営業本部長副本部長 兼 海 外本部長副本部長 当社海外本部長 兼 薬品営業本部長 副本部長 当社執行役員 当社取締役 兼 執行役員 薬品営 業本部長 兼 海外本部長(現任)	注3	10
取締役 薬品生産本部長	小野村 勲	1961年10月10日生	1982年4月 2001年4月 2004年4月 2012年10月 2014年7月 2016年6月 2018年6月 2019年4月 2019年7月 2020年4月 2020年5月	当社入社 当社薬品生産本部長技術部技術課長 当社薬品生産本部長生産管理室長 当社薬品生産本部長生産管理室長 兼 薬品生産本部長技術部長 当社薬品生産本部長福島第一工場長 兼 福島第二工場長 当社執行役員 当社取締役 兼 執行役員 薬品生 産本部長 兼 薬品生産本部長技術部 長 兼 薬品生産本部長品質保証室長 当社取締役 兼 執行役員 薬品生 産本部長 兼 薬品生産本部長技術セ ンター長 当社取締役 兼 執行役員 薬品生 産本部長 当社取締役 兼 執行役員 薬品生 産本部長 兼 薬品生産本部長生産管 理室資材課長 当社取締役 兼 執行役員 薬品生 産本部長(現任)	注3	6
取締役 総合研究所担当	石田 幸夫	1954年12月29日生	1977年4月 1992年10月 1998年10月 2006年6月 2009年6月 2013年6月 2017年9月 2018年6月	富士写真フイルム(株)入社 Fuji Photo Film B.V.(富士写真フイ ルムオランダ工場)加工技術課長代 理 富士写真フイルム(株)足柄工場 製造 部加工課長 富士写真フイルム(株)経営企画本部 富士フイルムウェイ推進室長代理 富士フイルムホールディングス(株)経 営企画部FWグループ長 兼 富士フ イルム(株)富士フイルムウェイ推進室 長 富士フイルムコンピューターシステ ム(株)(現富士フイルムICTソリュー ションズ(株))代表取締役社長 当社薬品生産本部長付シニア・アド バイザー 当社取締役 兼 執行役員 総合研 究所担当(現任)	注3	2

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	井上 幸夫	1954年7月30日生	1977年4月 2006年6月 2009年8月 2014年2月 2014年6月	富士写真フイルム㈱入社 富士写真フイルム㈱総務部長 富士フイルムビジネスエキスパート ㈱取締役 (有)オフィスアーク代表取締役(現職) 当社取締役(現任)	注3	4
取締役	吉成 昌之	1947年10月6日生	1975年4月 1997年4月 2001年4月 2007年4月 2009年6月 2010年8月 2011年3月 2013年8月 2015年6月 2016年3月	弁護士登録(第二東京弁護士会) 第二東京弁護士会副会長 日本弁護士連合会常務理事 第二東京弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 第一勧業信用組合員外監事(非常勤)(現職) 東京都弁護士国民健康保険組合理事 長 ㈱アサツーディ・ケイ 社外監査役 東京都弁護士国民健康保険組合副理 事長 当社取締役(現任) ㈱アサツーディ・ケイ 社外取締役	注3	
取締役	鉢村 健	1959年7月6日生	1982年4月 2001年11月 2005年3月 2008年4月 2008年5月 2011年6月 2011年7月 2012年2月 2012年10月 2015年6月 2017年3月 2018年6月 2019年4月 2019年8月 2020年5月	日本銀行入行 日本銀行発券局総務課長 日本銀行福島支店長 日本銀行国際局参事役 独立行政法人国際協力機構(JICA) 長期専門家(中央銀行業務/総括) ベトナム中央銀行機能強化プロジェ クト 内閣官房 東京電力に関する経営・ 財務調査委員会 内閣官房 審議官東日本大震災復興 対策本部 復興庁 政策参与 兼 統括官付審 議官 日本銀行 神戸支店長 ㈱ルネサンス社外監査役(現職) 凸版印刷㈱顧問(現職) 当社取締役(現任) 立教大学 兼任講師(現職) 令和総合研究所㈱代表取締役(現 職) アレンザホールディングス㈱社外取 締役監査等委員(現職)	注3	4

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(千株)
常勤監査役	吉田 豊	1964年1月13日生	1986年4月 2004年1月 2006年4月 2007年5月 2009年6月 2011年2月 2012年1月 2012年4月 2014年10月 2015年10月 2016年6月	中央信託銀行(株)入社 中央三井信託銀行(株)大阪支店証券代行部次長 中央三井信託銀行(株)渋谷支店次長 中央三井信託銀行(株)証券代行部次長 中央三井信託銀行(株)岐阜支店長 中央三井信託銀行(株)所沢支店長 中央三井信託銀行(株)千葉支店長 三井住友信託銀行(株)千葉支店長 三井住友信託銀行(株)名古屋営業部長 三井住友信託銀行(株)内部監査部主管 当社監査役(現任)	注4	1
監査役	花木正義	1948年9月5日生	1970年12月 1971年4月 1975年7月 1996年7月 2002年7月 2006年7月 2007年7月 2008年7月 2008年8月 2012年6月 2014年6月 2017年3月	税理士試験合格 名古屋国税局 入局 国税庁勤務 税務大学校教授 荏原税務署長(品川) 大阪国税局調査第一部次長 東京国税局調査第二部長 東京国税局調査第二部長退任 税理士登録 当社監査役(現任) (株)アルファシステムズ監査役 越後交通(株)社外監査役(現職)	注4	2
監査役	富山正次	1944年6月17日生	1968年4月 1969年7月 1971年3月 1992年8月 2001年5月 2004年1月 2010年4月 2010年12月 2013年6月 2013年8月 2016年6月	公認会計士尾澤修治共同事務所入所 監査法人朝日会計社入社 公認会計士登録 監査法人朝日新和会計社代表社員 朝日監査法人専務理事 あずさ監査法人副理事長 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授 日本振興銀行(株)取締役(裁判所の承認による) (株)スクウェア・エニックス・ホールディングス非常勤監査役 日本公認会計士協会不服審査会会長 当社監査役(現任)	注4	
監査役	小野寺文敏	1957年11月6日生	1980年4月 2001年10月 2003年6月 2005年4月 2007年4月 2008年4月 2009年4月 2010年6月 2019年6月 2020年6月	(株)三井銀行入行 (株)三井住友銀行築地法人営業部長 (株)三井住友銀行札幌法人営業部長 (株)三井住友銀行渋谷法人営業第一部長 (株)三井住友銀行本店営業第四部長 (株)三井住友銀行執行役員本店営業第四部長 (株)三井住友銀行執行役員東京都心法人営業本部長 室町不動産(株)代表取締役社長(現職) (株)室町クリエイティブ代表取締役社長(現職) 当社監査役(現任)	注4	
計						298

- (注) 1 取締役井上幸夫氏、吉成昌之氏及び鉢村健氏の3氏は、社外取締役であります。
- 2 常勤監査役吉田豊氏、監査役富山正次氏及び小野寺文敏氏の3氏は、社外監査役であります。
- 3 2020年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 2020年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

当社と当社の社外取締役（3名）及び社外監査役（3名）の間には、現在、特別な人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

また、社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準及び方針は設けておりませんが、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として選任しております。

社外取締役の井上幸夫氏につきましては、前職での豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営全般に有用な助言及び提言をいただきたいため選任しております。

社外取締役の吉成昌之氏につきましては、弁護士としての豊富な経験と高い見識、及び他社の社外取締役、社外監査役を務めた経験から、当社の経営全般に関し有用な助言及び提言をいただきたいため選任しております。

社外取締役の鉢村健氏につきましては、日本銀行及び日本国政府の要職を務めた豊富な経験と幅広い見識に基づき、会社から独立した社外の視点から当社の経営全般に関し有用な助言及び提言をいただきたいため選任しております。

社外監査役の吉田豊氏につきましては、金融機関における長年の経験があり、証券関連業務及び支店長経験をはじめとした幅広い知見を当社の監査に生かしていただきたいため、選任しております。

社外監査役の富山正次氏につきましては、長年の公認会計士として培われた財務及び経理に関する知見を当社の監査に生かしていただきたいため、選任しております。

社外監査役の小野寺文敏氏につきましては、金融機関における長年の企業経営に関する経験に加え、室町不動産(株)、及び(株)室町クリエイトで代表取締役社長を務める等、企業経営者としての幅広い見識、豊富な経験と実績を当社の監査に生かしていただきたいため、選任しております。

なお、社外取締役3名及び吉田豊氏を除く社外監査役2名は、いずれも、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、同取引所に届出しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席し、管理部門、薬品事業、建材事業の各担当取締役から報告される情報を基に重要な意思決定を行うとともに、必要に応じて関係部門へのヒアリングや資料の提出を求めることができる体制となっております。

社外監査役は、取締役会に出席し、意見を述べるほか、重要な決裁資料を閲覧し、監査を行っております。また、原則毎月開催される監査役会において、常勤監査役が出席する経営会議、コンプライアンス委員会、及びリスク管理委員会等で入手する情報及び資料や内部監査部門の内部監査報告について共有・合議しております。

また、内部統制部門との関係は、会計監査人が行う、四半期レビュー報告、及び期末監査報告で、状況把握、意見交換等を行い、必要に応じて内部統制部門等へのヒアリングや資料の提出を求めることができる体制となっております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は、監査役制度を採用しており、4名の監査役で監査役会を構成し、うち3名が社外監査役であります。各監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画に従い、取締役の職務執行全般にわたって監査を行っており、原則毎月開催される監査役会を通じて監査意見の交換・形成を図っております。

当事業年度において、当社は監査役会を11回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
吉田 豊	11回	11回
花木 正義	11回	11回
臼田 正博	11回	11回
富山 正次	11回	11回

監査役会における主な検討事項は、監査方針及び監査計画の策定、取締役の職務執行状況、内部統制システムの整備・運用状況並びに会計監査人の監査の方法及び結果の相当性等であります。

また、常勤監査役が経営会議、コンプライアンス委員会、及びリスク管理委員会等の重要会議に出席する等、監査機能の充実に努めております。更に、各監査役は取締役会に出席するほか、会計監査人、代表取締役社長、社外取締役、業務執行取締役と定期的に意見交換を行い、連携を図り監査機能の強化に努めております。

なお、社外監査役3名は、経験と見識及び専門的な知識を有し、独立した立場から客観的・中立的監査を行えることとなっております。

内部監査の状況

内部監査部門である社長室（6名）は、財務及び会計に関する実務経験が豊富な内部監査人より構成されており、リスクマネジメント、定款、諸規程の遵守等、内部監査規程に基づく監査を実施しており、その結果について、取締役及び監査役に報告いたしております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

仰星監査法人

b. 継続監査期間

1995年3月期以降

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

業務執行社員 竹村純也

業務執行社員 三島 陽

d. 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士5名、会計士試験合格者3名、その他2名

e. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人候補者から、監査法人の概要、監査の実施体制、監査報酬の見積額等について書面を入手し、面談、質問等を通じて総合的に判断することを選定の方針としております。

仰星監査法人を選定した理由については、下記の項目について検討し適正と判断したことによります。

- ・ 監査法人の概要について、名称、所在地、品質管理責任者、沿革、監査実績等について説明を受けております。また、品質管理体制について、独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項、監査業務の実施に関する品質管理の方針及び手続に関する事項、不正リスクへの対応も含めた品質管理に関する適切な方針及び手続に関する事項について確認しております。
- ・ 監査の実施体制について、監査計画の基本方針、重点事項、日数、往査事業所について説明を受け、会社の事業内容に対するリスク及び会社の規模・業容を踏まえた不正リスクに配慮した内容が確認しております。また、監査チームの編成について説明を受け、会社の規模や事業内容を踏まえた合理的な内容が確認しております。
- ・ 監査報酬見積額については算定根拠について説明を受け、合理的な内容が確認しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社監査役会において、仰星監査法人より提出・説明を受けた「監査役等への品質管理レビュー結果等の伝達」「監査品質に関する報告書」等により説明があり、審議が行われました。

同監査法人の体制や活動状況及び外部のレビュー及び検査結果等一昨年の公認会計士・監査審査会による検査における指摘事項についての対応状況や本年3月に受領した日本公認会計士協会の品質管理レビュー報告に問題のないことを確認、審議の結果全監査役の意見が一致し、第96期の再任について決議されました。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	21		22	
連結子会社				
計	21		22	

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬 (a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありません

e. 監査役会が会計監査人の報酬に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、一般的な報酬水準や監査計画(時間)など判断基準となる資料を元に検討した結果、提示金額の水準自体に問題はないと判断し、監査役会として同意することといたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社役員の報酬は、基本報酬、賞与、業績連動型株式報酬により構成されており、役員退職慰労金制度については既に廃止しております。

役員の報酬のうち基本報酬については、役位、就任年数等を基に原則として固定報酬制度により運営しており、賞与については、短期的な業績を評価・反映することとしております。また、2017年6月28日の株主総会で導入された業績連動型株式報酬には、社内取締役に対して2017年度からの3年間を対象に、その期の業績目標の達成度に応じて株式等を付与する仕組みとしております。

当社の基本報酬の算定にあたっては、取締役については、2006年6月29日開催の定時株主総会で定められた限度額の範囲内で、取締役会の諮問機関である指名報酬委員会でその適切性等を検討し、取締役に答申し、最終的には取締役会で決定いたします。監査役については、1994年6月29日開催の定時株主総会で定められた限度額の範囲内で、監査役の協議により監査役会で決定しております。

当社の賞与の算定にあたっては、取締役会の諮問機関である指名報酬委員会で業績、その他の成果等を総合的に検討し、取締役に答申し、最終的には取締役会で決定しております。

当社の業績連動型株式報酬に係る指標は、評価対象期間の前事業年度に係る決算短信に記載された評価対象期間に係る事業年度の連結業績予想の「営業利益」に対する当該評価対象期間の事業年度に係る有価証券報告書に記載される連結営業利益の達成率であり、当該指標を選択した理由は、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることとあります。業績連動型株式報酬の額の決定方法は、役位別基礎ポイントに在任係数及び業績連動係数を乗じて算定いたします。

なお、当事業年度における業績連動型株式報酬に係る指標の目標は、連結営業利益2,870百万円であり、実績は2,374百万円となり、業績連動係数は0.6となりました。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	業績連動型 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	96,845	62,340	22,604	11,901	7
監査役 (社外監査役を除く。)	4,419	3,867	552		1
社外役員	50,542	43,698	6,844		6

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、保有目的が主にキャピタルゲインと株式配当金収入を目的とするものを純投資目的である投資株式とし、それ以外は純投資目的以外の目的である投資株式とします。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法、並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有した株式については資本コストを勘案した中長期的な経済合理性や保有先との取引関係維持・強化の観点から保有の合理性について検証しております。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	5	4,112
非上場株式以外の株式	32	4,953,991

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式			
非上場株式以外の株式	2	41,139	安定的・長期的な取引関係の構築

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
(株)JCU	744,000	744,000	薬品事業における表面処理薬品等の販売取引の維持・発展及び業務のより円滑な推進のため	有
	1,676,232	1,287,864		
日本パーカライジング(株)	520,400	520,400	薬品事業における表面処理薬品等の販売取引の維持・発展及び業務のより円滑な推進のため	有
	582,848	719,192		
住友不動産(株)	207,900	207,900	建材事業における住宅用換気部材、耐震補強材等の販売、購買取引の維持・発展及び業務のより円滑な推進のため	有
	547,816	953,429		
住友金属鉱山(株)	215,600	215,600	薬品事業における正極材受託加工取引他の維持・発展及び業務のより円滑な推進のため	有
	478,200	705,012		
日本精化(株)	308,000	308,000	薬品事業における原材料の購買取引の維持・発展及び業務のより円滑な推進のため	有
	460,460	370,832		
石原ケミカル(株)	137,660	137,660	薬品事業における表面処理用薬品等の販売・購買取引の維持・発展及び業務のより円滑な推進のため	有
	265,546	231,819		
新日本空調(株)	66,700	66,700	薬品事業及び建材事業における設備導入業務のより円滑な推進のため	有
	144,272	128,997		
第一稀元素化学工業(株)	149,500	149,500	薬品事業における無機金属薬品の販売・購買取引の維持・発展及び業務のより円滑な推進のため	有
	112,424	121,244		
クミアイ化学工業(株)	121,047	121,047	薬品事業における販売・購買取引推進のため	有
	101,316	94,537		
東洋インキSCホールディングス(株)	39,323	39,323	薬品事業における印刷インキ薬品等の販売取引の維持・発展及び業務のより円滑な推進のため	有
	80,415	97,717		
関東電化工業(株)	100,000	100,000	薬品事業における無機金属薬品の購買取引の維持・発展及び業務のより円滑な推進のため	有
	77,500	74,600		
日本化学工業(株)	27,900	27,900	薬品事業における無機金属薬品の販売・購買取引の維持・発展及び業務のより円滑な推進のため	有
	61,938	54,767		
日本精鉱(株)	24,400	24,400	薬品事業における原材料の購買取引の維持・発展及び業務のより円滑な推進のため	有
	46,213	55,632		
(株)TAKARA&COMPANY	26,700		ディスクロージャー関連取引の維持・発展及び業務のより円滑な推進のため。 株式数が増加した理由：安定的・長期的な取引関係の構築	有
	44,775			
(株)三井住友フィナンシャルグループ	16,563	16,563	資金借入、運用及び事業の維持・発展のための情報収集の円滑な推進のため	無(注)2
	43,444	64,198		
日本ピグメント(株)	24,000	24,000	薬品事業における無機金属薬品等の販売取引の維持・発展及び業務のより円滑な推進のため	有
	35,496	60,000		
ケイヒン(株)	29,100	29,100	薬品事業及び建材事業における物流業務等の維持・発展及び業務のより円滑な推進のため	有
	32,853	39,983		
(株)東京きらぼしフィナンシャルグループ	24,706	24,706	資金借入、運用及び事業の維持・発展のための情報収集の円滑な推進のため	無(注)2
	28,189	38,664		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
(株)ノリタケカンパ ニーリミテド	7,600	7,600	薬品事業における設備導入業務の円滑な推進のため	無
	26,144	40,279		
(株)八十二銀行	60,000	60,000	資金借入、運用及び事業の維持・発展のための情報収集の円滑な推進のため	有
	23,460	27,540		
(株)りそなホールディングス	55,878	55,878	資金借入、運用及び事業の維持・発展のための情報収集の円滑な推進のため	無(注)2
	18,171	26,804		
三洋工業(株)	10,000	10,000	建材事業における住宅用部材の資材購買取引の維持・発展及び業務のより円滑な推進のため	有
	16,980	18,680		
トヨタ自動車(株) (注)3	1,633		トヨタ自動車(株)を株主とするプライムライフテクノロジー(株)の完全子会社である、ミサワホーム(株)との、建材事業における住宅用換気部材の販売取引の維持・発展及び業務のより円滑な推進のため	無
	10,616			
大日精化工業(株)	4,136	4,136	薬品事業における印刷インキ用薬品の販売取引の維持・発展及び業務のより円滑な推進のため	有
	9,756	12,490		
イビデン(株)	3,951	3,625	薬品事業における表面処理用薬品等の販売取引の維持・発展及び業務のより円滑な推進のため 株式数が増加した理由：安定的・長期的な取引関係の構築	無
	9,369	6,097		
三井住友トラスト・ ホールディングス(株)	2,170	2,170	資金借入、運用及び事業の維持・発展のための情報収集の円滑な推進のため	無(注)2
	6,779	8,627		
(株)神戸製鋼所	13,699	13,699	建材事業における販売・購買取引推進のため	無
	4,575	11,383		
三井化学(株)	2,200	2,200	薬品事業における無機金属薬品・金属有機化合物の販売・購買取引の維持・発展及び業務のより円滑な推進のため	無
	4,512	5,876		
JFEホールディングス(株)	1,664	1,664	薬品事業における表面処理用薬品の販売・購買取引の維持・発展及び業務のより円滑な推進のため	無
	1,169	3,125		
双日(株)	4,211	4,211	薬品事業における輸出案件の販売・購買取引の維持・発展及び業務のより円滑な推進のため	無
	1,069	1,642		
三谷産業(株)	2,420	2,420	薬品事業における表面処理用薬品等の販売・購買取引の維持・発展及び業務のより円滑な推進のため	有
	769	684		
伊勢化学工業(株)	240	240	薬品事業における無機金属薬品の販売・購買取引の維持・発展及び業務のより円滑な推進のため	無
	674	740		
ミサワホーム(株) (注)3		10,541		無
		8,348		

(注)1 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は資本コストを勘案した中長期的な経済合理性や保有先との取引関係維持・強化の観点から検証しております。

- (株)三井住友フィナンシャルグループ、(株)東京きらぼしフィナンシャルグループ、(株)りそなホールディングス、三井住友トラスト・ホールディングス(株)の「当社株式の保有の有無」について、子会社が当社株式を保有しております。
- ミサワホーム(株)は、2020年1月7日付けでトヨタ自動車(株)の連結子会社であるトヨタホーム(株)を株式交換完全親会社、同社を株式交換完全子会社とする株式交換(交換比率1:0.155)を行っております。これによりミサワホーム(株)の株式10,541株に対してトヨタ自動車(株)の株式1,633株が割当てられております。
- 「みなし保有株式」はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (千円)
非上場株式	1	35,169	1	34,512
非上場株式以外の株式	4	151,718	4	190,724

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式			1,807
非上場株式以外の株式	9,380		42,589

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について仰星監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人や各種団体の開催する研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,817,514	14,152,897
受取手形及び売掛金	注3 7,498,510	6,241,602
商品及び製品	1,545,415	1,328,387
仕掛品	977,445	1,052,888
原材料及び貯蔵品	1,441,065	1,802,931
未収消費税等	-	56,843
その他	113,820	43,994
貸倒引当金	1,950	1,440
流動資産合計	24,391,823	24,678,105
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	6,096,662	6,871,554
減価償却累計額	4,301,181	4,445,300
建物及び構築物(純額)	1,795,480	注4 2,426,253
機械装置及び運搬具	13,581,002	13,424,320
減価償却累計額	10,954,754	11,155,268
機械装置及び運搬具(純額)	2,626,247	注4 2,269,052
工具、器具及び備品	1,673,099	1,785,564
減価償却累計額	1,518,188	1,563,690
工具、器具及び備品(純額)	154,911	221,873
土地	2,162,450	2,645,337
建設仮勘定	383,327	6,211
有形固定資産合計	注2 7,122,418	注2 7,568,728
無形固定資産	80,437	206,481
投資その他の資産		
投資有価証券	注1 6,349,254	注1 5,889,735
生命保険積立金	529,855	464,192
保険積立金	227,838	227,838
長期預金	2,600,000	2,600,000
退職給付に係る資産	74,249	-
繰延税金資産	3,860	1,241
その他	227,010	174,519
貸倒引当金	1,570	1,570
投資その他の資産合計	10,010,497	9,355,957
固定資産合計	17,213,353	17,131,166
資産合計	41,605,177	41,809,272

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	注3 2,857,019	2,383,018
短期借入金	注2 448,000	注2 391,000
未払法人税等	448,969	398,032
賞与引当金	410,000	390,000
役員賞与引当金	40,000	30,000
資産除去債務	-	69,892
その他	1,038,183	863,976
流動負債合計	5,242,172	4,525,920
固定負債		
長期未払金	37,716	37,716
繰延税金負債	653,245	492,314
退職給付に係る負債	291,625	308,526
役員株式給付引当金	28,988	33,584
資産除去債務	128,157	600
その他	10,929	12,261
固定負債合計	1,150,662	885,002
負債合計	6,392,835	5,410,923
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,034,000	1,034,000
資本剰余金	1,029,965	1,029,965
利益剰余金	31,698,344	33,092,963
自己株式	367,783	362,294
株主資本合計	33,394,526	34,794,634
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,535,716	1,290,188
為替換算調整勘定	324,511	406,587
退職給付に係る調整累計額	42,412	93,061
その他の包括利益累計額合計	1,817,814	1,603,714
純資産合計	35,212,341	36,398,349
負債純資産合計	41,605,177	41,809,272

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
売上高	23,956,022	21,521,088
売上原価	注1 18,477,317	注1 16,379,473
売上総利益	5,478,704	5,141,615
販売費及び一般管理費	注2、注3 2,720,074	注2、注3 2,767,150
営業利益	2,758,630	2,374,465
営業外収益		
受取利息	14,496	14,418
受取配当金	119,995	120,708
仕入割引	19,812	15,854
不動産賃貸料	71,011	70,201
その他	46,231	56,298
営業外収益合計	271,546	277,480
営業外費用		
支払利息	9,064	8,869
売上割引	9,766	7,042
賃貸収入原価	44,403	41,052
為替差損	-	16,466
補助金返還損	7,513	-
その他	1,762	61
営業外費用合計	72,508	73,492
経常利益	2,957,667	2,578,453
特別利益		
固定資産売却益	注4 273,731	注4 596
子会社清算益	-	74,581
補助金収入	-	699,498
資産除去債務戻入益	-	25,641
特別利益合計	273,731	800,318
特別損失		
固定資産除却損	注5 25,680	注5 60,044
投資有価証券評価損	-	45,260
固定資産圧縮損	-	508,362
特別損失合計	25,680	613,667
税金等調整前当期純利益	3,205,718	2,765,103
法人税、住民税及び事業税	837,094	792,632
法人税等調整額	22,490	4,572
法人税等合計	859,585	788,060
当期純利益	2,346,133	1,977,043
親会社株主に帰属する当期純利益	2,346,133	1,977,043

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
当期純利益	2,346,133	1,977,043
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	870,977	245,527
為替換算調整勘定	28,903	82,076
退職給付に係る調整額	2,276	50,648
その他の包括利益合計	注1 902,157	注1 214,100
包括利益	1,443,976	1,762,943
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,443,976	1,762,943
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,034,000	1,029,965	29,894,469	378,264	31,580,170
当期変動額					
剰余金の配当			542,259		542,259
親会社株主に帰属する当期純利益			2,346,133		2,346,133
自己株式の取得				175	175
自己株式の処分				10,657	10,657
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			1,803,874	10,481	1,814,356
当期末残高	1,034,000	1,029,965	31,698,344	367,783	33,394,526

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	2,406,694	353,414	40,136	2,719,972	34,300,143
当期変動額					
剰余金の配当					542,259
親会社株主に帰属する当期純利益					2,346,133
自己株式の取得					175
自己株式の処分					10,657
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	870,977	28,903	2,276	902,157	902,157
当期変動額合計	870,977	28,903	2,276	902,157	912,198
当期末残高	1,535,716	324,511	42,412	1,817,814	35,212,341

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,034,000	1,029,965	31,698,344	367,783	33,394,526
当期変動額					
剰余金の配当			582,425		582,425
親会社株主に帰属する当期純利益			1,977,043		1,977,043
自己株式の取得					
自己株式の処分				5,489	5,489
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			1,394,618	5,489	1,400,107
当期末残高	1,034,000	1,029,965	33,092,963	362,294	34,794,634

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1,535,716	324,511	42,412	1,817,814	35,212,341
当期変動額					
剰余金の配当					582,425
親会社株主に帰属する当期純利益					1,977,043
自己株式の取得					
自己株式の処分					5,489
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	245,527	82,076	50,648	214,100	214,100
当期変動額合計	245,527	82,076	50,648	214,100	1,186,007
当期末残高	1,290,188	406,587	93,061	1,603,714	36,398,349

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,205,718	2,765,103
減価償却費	988,550	980,526
貸倒引当金の増減額(は減少)	240	510
賞与引当金の増減額(は減少)	10,000	20,000
役員賞与引当金の増減額(は減少)	5,000	10,000
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	19,937	21,567
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	10,666	16,467
長期未払金の増減額(は減少)	2,400	-
環境対策引当金の増減額(は減少)	9,532	-
役員株式給付引当金の増減額(は減少)	4,417	4,596
固定資産除却損	25,680	60,044
固定資産売却損益(は益)	273,731	596
受取利息及び受取配当金	134,491	135,126
支払利息	9,064	8,869
投資有価証券評価損益(は益)	-	45,260
固定資産圧縮損	-	508,362
子会社清算損益(は益)	-	74,581
資産除去債務戻入益	-	25,641
受取保険金	14,689	-
補助金収入	-	699,498
売上債権の増減額(は増加)	153,342	1,273,968
たな卸資産の増減額(は増加)	262,481	201,667
仕入債務の増減額(は減少)	127,357	483,228
未払消費税等の増減額(は減少)	215,702	215,702
未収消費税等の増減額(は増加)	21,978	56,843
その他	16,302	133,778
小計	3,800,228	3,852,014
利息及び配当金の受取額	135,986	136,668
利息の支払額	9,064	8,869
保険金の受取額	14,689	-
法人税等の支払額	864,201	867,552
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,077,639	3,112,261

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	600,000	900,000
定期預金の預入による支出	1,100,000	600,000
有形固定資産の取得による支出	1,218,234	1,947,470
有形固定資産の売却による収入	457,847	596
無形固定資産の取得による支出	28,468	12,271
投資有価証券の償還による収入	-	100,000
投資有価証券の取得による支出	801,100	41,139
生命保険積立金の解約による収入	-	84,951
生命保険積立金の積立による支出	17,654	17,521
補助金の受取額	-	699,498
その他	54,413	44,820
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,162,023	878,175
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	1,390,000	1,413,000
短期借入金の返済による支出	1,383,000	1,470,000
ファイナンス・リース債務の返済による支出	989	476
自己株式の取得による支出	175	-
自己株式の売却による収入	2,117	997
配当金の支払額	541,558	580,796
財務活動によるキャッシュ・フロー	533,607	637,276
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,104	38,573
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	380,904	1,635,383
現金及び現金同等物の期首残高	11,836,609	12,217,514
現金及び現金同等物の期末残高	注1 12,217,514	注1 13,852,897

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

サイアム・エヌケーエスCO.,LTD.

第2四半期連結会計期間において、ネクサス・エレケミックCO.,LTD.は清算終了のため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称

株式会社川口ニッカ

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

該当事項はありません。

持分法を適用した会社の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

株式会社川口ニッカ

持分法を適用しない理由

当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

サイアム・エヌケーエスCO.,LTD.の決算日は、12月31日であります。連結財務諸表を作成するに当たっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

a 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

b その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

主として月別総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

提出会社は定率法、在外連結子会社は定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～20年

機械装置及び運搬具 4～8年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役(社外取締役を除く。)に対する当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

小規模企業等における簡便法の採用

タイの在外連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は非支配株主持分がないため全て純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資であります。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイドランス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中です。

(追加情報)

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、2017年6月28日開催の第92回定時株主総会決議に基づき、当社取締役(社外取締役を除きます。)を対象とする業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」といい、本制度導入のために設定される信託を「本信託」といいます。)を導入しております。

本信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に準じております。

1. 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下、「本信託」といいます。)が当社株式を取得し、業績達成度等一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイント数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付されるという、業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除きます。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度において69,142千円、36,391株、当連結会計年度において63,653千円、33,502株であります。

(連結貸借対照表関係)

注1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
投資有価証券(株式)	8,000千円	8,000千円

注2 担保に供している資産

(イ)埼玉工場財団

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
建物及び構築物	249,722千円	千円
機械装置	762,460千円	千円
土地	54,431千円	千円
工場財団合計	1,066,614千円	千円

(ロ)青柳工場

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
建物	0千円	0千円
土地	52,327千円	52,327千円

上記に対する債務

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
短期借入金	248,600千円	141,200千円

注3 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれておりません。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
受取手形	146,216千円	千円
支払手形	98,037千円	千円

注4 圧縮記帳額

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
圧縮記帳額	千円	508,362千円
(うち、建物及び構築物)	千円	213,531千円
(うち、機械装置及び運搬具)	千円	294,830千円

(連結損益計算書関係)

注1 売上原価に含まれているたな卸資産評価損は次のとおりであります。(は戻入益)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
商品	1,029千円	101千円
製品	38,265千円	10,813千円
仕掛品	7,323千円	9,032千円

原材料	23,951千円	18,311千円
計	68,511千円	16,631千円

注2 販売費及び一般管理費の主なもの

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
運送費及び保管費	487,796千円	476,898千円
給与賞与	723,443千円	748,460千円
賞与引当金繰入額	133,088千円	129,693千円
役員賞与引当金繰入額	40,000千円	30,000千円
役員株式給付引当金繰入額	15,021千円	9,994千円
退職給付費用	42,666千円	41,492千円
研究開発費	422,313千円	466,619千円

注3 一般管理費及び当期製造費用に含まれている研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	422,313千円	466,619千円

注4 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物及び構築物	1,125千円	千円
機械装置及び運搬具	92千円	596千円
土地	274,764千円	千円
計	273,731千円	596千円

(注) 土地売却益と建物売却損及び構築物売却損は、同一物件の売却により発生したため、連結損益計算書上では相殺して固定資産売却益として表示しております。

注5 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物及び構築物	18,856千円	22,785千円
機械装置及び運搬具	4,440千円	37,243千円
工具、器具及び備品	1,857千円	15千円
ソフトウェア	526千円	千円
計	25,680千円	60,044千円

(連結包括利益計算書関係)

注1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	1,255,371千円	353,883千円
組替調整額	1千円	5千円
税効果調整前	1,255,372千円	353,888千円
税効果額	384,395千円	108,360千円
その他有価証券評価差額金	870,977千円	245,527千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	28,903千円	82,076千円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	34,699千円	96,073千円
組替調整額	31,418千円	23,071千円
税効果調整前	3,281千円	73,002千円
税効果額	1,004千円	22,353千円
退職給付に係る調整額	2,276千円	50,648千円
その他の包括利益合計	902,157千円	214,100千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	20,680,000			20,680,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	638,253	125	5,609	632,769

当連結会計年度末の自己株式数には、[役員向け株式交付信託/取締役に対する業績連動型株式報酬制度]の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))が保有する当社株式36,391株が含まれております。

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 125株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

退任役員に対する株式給付による減少 5,609株

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年5月11日 取締役会	普通株式	261,088	13.00	2018年3月31日	2018年6月11日
2018年11月8日 取締役会	普通株式	281,170	14.00	2018年9月30日	2018年12月5日

- (注) 1 2018年5月11日取締役会決議による配当金の総額には、この配当金の基準日である2018年3月31日現在で [役員向け株式交付信託/取締役に対する業績連動型株式報酬制度]の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))が保有する当社株式に対する配当金546千円が含まれております。
- 2 2018年11月8日取締役会決議による配当金の総額には、この配当金の基準日である2018年9月30日現在で [役員向け株式交付信託/取締役に対する業績連動型株式報酬制度]の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))が保有する当社株式に対する配当金509千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	281,170	14.00	2019年3月31日	2019年6月10日

配当金の総額には、この配当金の基準日である2019年3月31日現在で [役員向け株式交付信託/取締役に対する業績連動型株式報酬制度]の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))が保有する当社株式に対する配当金509千円が含まれております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	20,680,000			20,680,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	632,769		2,889	629,880

当連結会計年度末の自己株式数には、[役員向け株式交付信託/取締役に対する業績連動型株式報酬制度]の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))が保有する当社株式33,502株が含まれております。

(変動事由の概要)

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

退任役員に対する株式給付による減少 2,889株

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月14日 取締役会	普通株式	281,170	14.00	2019年3月31日	2019年6月10日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	301,254	15.00	2019年9月30日	2019年12月6日

(注) 1 2019年5月14日取締役会決議による配当金の総額には、この配当金の基準日である2019年3月31日現在で [役員向け株式交付信託/取締役に対する業績連動型株式報酬制度]の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))が保有する当社株式に対する配当金509千円が含まれております。

2 2019年11月8日取締役会決議による配当金の総額には、この配当金の基準日である2019年9月30日現在で [役員向け株式交付信託/取締役に対する業績連動型株式報酬制度]の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))が保有する当社株式に対する配当金502千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	301,254	15.00	2020年3月31日	2020年6月9日

配当金の総額には、この配当金の基準日である2020年3月31日現在で [役員向け株式交付信託/取締役に対する業績連動型株式報酬制度]の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))が保有する当社株式に対する配当金502千円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

注1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金	12,817,514千円	14,152,897千円
預入期間が3ヵ月を超える 定期預金	600,000千円	300,000千円
現金及び現金同等物	12,217,514千円	13,852,897千円

2 重要な非資金取引の内容

重要な資産除去債務の計上額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
重要な資産除去債務の計上額	3,394千円	2,859千円

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金・金融資産に限定して運用しております。また、資金調達については、銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売上債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、銀行に対し長期預金を実施しております。

長期預金には期日前解約特約付預金(コーラブル預金)が含まれております。

仕入債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金は短期的な運転資金を銀行借入により調達しており、すべて返済期日は1年以内の短期借入金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は社内管理規定に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理室等が、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、適宜、取引先の与信調査を行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、輸出に係る売上債権と、原材料等の輸入に伴う仕入債務がありますが、信用リスク及び為替変動のリスクを回避するため、主に国内の商社を通じた取引や円建ての取引を行っております。

投資有価証券については、四半期ごとに時価を把握し、取締役会に報告するとともに、適宜発行体の財務状況を把握しております。

デリバティブ取引については、極力行わない方針ではありますが、変動リスクに対するヘッジ取引を目的として止むを得ずデリバティブ取引を行う場合は、社内規程に基づき取締役会が承認することになっております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、総務部が月次に資金計画を作成する等の方法により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	12,817,514	12,818,791	1,276
(2) 受取手形及び売掛金	7,498,510	7,498,510	
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	811,609	810,100	1,509
其他有価証券	5,491,019	5,491,019	
(4) 長期預金	2,600,000	2,524,808	75,191
資産計	29,218,654	29,143,230	75,423
(1) 支払手形及び買掛金	2,857,019	2,857,019	
(2) 短期借入金	448,000	448,000	
負債計	3,305,019	3,305,019	

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。ただし、期日前解約特約付預金(コーラブル預金)の時価については取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(4) 長期預金

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	46,624

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

3 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	12,817,514			
受取手形及び売掛金	7,498,510			
投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債)			400,000	400,000
長期預金				2,600,000
合計	20,316,025		400,000	3,000,000

4 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	448,000					

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金・金融資産に限定して運用しております。また、資金調達については、銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売上債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、銀行に対し長期預金を実施しております。

長期預金には期日前解約特約付預金(コーラブル預金)が含まれております。

仕入債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金は短期的な運転資金を金融機関からの借入により調達しており、すべて返済期日は1年以内の短期借入金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は社内管理規定に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理室等が、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、適宜、取引先の与信調査を行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、輸出に係る売上債権と、原材料等の輸入に伴う仕入債務がありますが、信用リスク及び為替変動のリスクを回避するため、主に国内の商社を通じた取引や円建ての取引を行っております。

投資有価証券については、四半期ごとに時価を把握し、取締役会に報告するとともに、適宜発行体の財務状況を把握しております。

デリバティブ取引については、極力行わない方針ではありますが、変動リスクに対するヘッジ取引を目的として止むを得ずデリバティブ取引を行う場合は、社内規程に基づき取締役会が承認することになっております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、総務部が月次に資金計画を作成する等の方法により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	14,152,897	14,152,897	
(2) 受取手形及び売掛金	6,241,602	6,241,602	
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	710,102	699,770	10,332
其他有価証券	5,132,351	5,132,351	
(4) 長期預金	2,600,000	2,553,616	46,383
資産計	28,836,953	28,780,238	56,715
(1) 支払手形及び買掛金	2,383,018	2,383,018	
(2) 短期借入金	391,000	391,000	
負債計	2,774,018	2,774,018	

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(4) 長期預金

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	47,282

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

3 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	14,152,897			
受取手形及び売掛金	6,241,602			
投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債)			400,000	300,000
長期預金				2,600,000
合計	20,394,500		400,000	2,900,000

4 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	391,000					

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 満期保有目的の債券

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	211,609	228,880	17,270
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	600,000	581,220	18,780
合計	811,609	810,100	1,509

2 その他有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	4,577,245	2,230,281	2,346,963
債券			
その他	29,479	16,082	13,396
小計	4,606,724	2,246,363	2,360,360
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	884,295	1,028,704	144,409
債券			
その他			
小計	884,295	1,028,704	144,409
合計	5,491,019	3,275,068	2,215,951

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額38,624千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 連結会計年度中に売却したその他有価証券

重要性が乏しいため記載を省略しております。

4 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 満期保有目的の債券

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	210,102	220,700	10,597
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	500,000	479,070	20,930
合計	710,102	699,770	10,332

2 その他有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	3,893,488	1,423,604	2,469,883
債券			
その他	26,640	16,082	10,558
小計	3,920,128	1,439,686	2,480,442
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	1,212,222	1,831,259	619,036
債券			
その他			
小計	1,212,222	1,831,259	619,036
合計	5,132,351	3,270,945	1,861,405

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額39,282千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 連結会計年度中に売却したその他有価証券

重要性が乏しいため記載を省略しております。

4 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について45,260千円(その他有価証券の株式45,260千円)減損処理を行っております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 採用している退職給付の概要

当社は確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度であります)及び退職一時金制度(非積立型制度であります)を設けております。

また、複数事業主制度の厚生年金基金に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金資産の額が合理的に計算できないため、退職給付債務の計算に含めておりません。なお、同基金は、厚生労働大臣より代行返上の認可を受け、2018年4月1日付で企業年金基金へ移行しております。

なお、タイの在外連結子会社は、確定給付型の退職給付制度を採用しており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、28,744千円でありま

す。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況(2018年3月31日現在)

年金資産の額	531,843,758千円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	512,770,361千円
差引額	19,073,397千円

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

0.42%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、未償却過去勤務債務残高(23,254,910千円)、当年度剰余金(11,381,063千円)、別途積立金(30,947,243千円)の差額であります。また、未償却過去勤務債務残高の内訳は特別掛金収入現価であり、償却方法は元利均等方式、事業主負担掛金率1.55%、加入員負担掛金率0.15%、償却残余期間は2018年3月31日で4年であります。

なお、上記(2)の割合は実際の負担割合とは一致しておりません。

3 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 (簡便法を適用した制度を除きます。)

イ 退職給付債務の期首残高	1,505,252千円
ロ 勤務費用	100,030千円
ハ 利息費用	1,505千円
ニ 数理計算上の差異の発生額	13,115千円
ホ 退職給付の支払額	132,957千円
ヘ 退職給付債務の期末残高 (イ + ロ + ハ + ニ + ホ)	1,486,946千円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 (簡便法を適用した制度を除きます。)

イ	年金資産の期首残高	1,297,916千円
ロ	期待運用収益	25,958千円
ハ	数理計算上の差異の発生額	21,584千円
ニ	事業主からの拠出額	75,351千円
ホ	退職給付の支払額	105,340千円
ヘ	年金資産の期末残高 (イ + ロ + ハ + ニ + ホ)	1,272,301千円

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

イ	退職給付に係る負債の期首残高	6,014千円
ロ	退職給付費用	1,936千円
ハ	退職給付の支払額	5,149千円
ニ	制度への拠出額	千円
ホ	その他	69千円
ヘ	退職給付に係る負債の期末残高 (イ + ロ + ハ + ニ + ホ)	2,731千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

イ	積立型制度の退職給付債務	1,198,051千円
ロ	年金資産	1,272,301千円
ハ	小計 (イ + ロ)	74,249千円
ニ	非積立型制度の退職給付債務	291,625千円
ホ	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 (ハ + ニ)	217,376千円
ヘ	退職給付に係る負債	291,625千円
ト	退職給付に係る資産	74,249千円
チ	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 (ヘ + ト)	217,376千円

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

イ	勤務費用	100,030千円
ロ	利息費用	1,505千円
ハ	期待運用収益	25,958千円
ニ	数理計算上の差異の費用処理額	34,699千円
ホ	過去勤務費用の費用処理額	千円
ヘ	簡便法で計算した退職給付費用	1,936千円
ト	その他	千円
チ	確定給付制度に係る退職給付費用(イ + ロ + ハ + ニ + ホ + ヘ + ト)	112,213千円

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

イ 過去勤務費用	千円
ロ 数理計算上の差異	3,281千円
ハ 合計(イ+ロ)	3,281千円

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

イ 未認識過去勤務費用	千円
ロ 未認識数理計算上の差異	61,131千円
ハ 合計(イ+ロ)	61,131千円

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

イ 株式	35 %
ロ 債券	25 %
ハ 一般勘定	38 %
ニ その他	2 %
ホ 合計(イ+ロ+ハ+ニ)	100 %

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.1%
長期期待運用収益率	2.0%

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 採用している退職給付の概要

当社は確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度であります)及び退職一時金制度(非積立型制度であります)を設けております。

また、複数事業主制度の厚生年金基金に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金資産の額が合理的に計算できないため、退職給付債務の計算に含めておりません。

なお、タイの在外連結子会社は、確定給付型の退職給付制度を採用しており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、29,822千円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況(2019年3月31日現在)

年金資産の額	157,063,632千円
年金財政計算上の数理債務の額	151,840,419千円
差引額	5,223,213千円

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

0.44%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、未償却過去勤務債務残高等、当年度不足金(136,643,706千円)、別途積立金(155,460,696千円)であります。また、未償却過去勤務債務残高等の内訳は特別掛金収入現価であり、償却方法は元利均等方式、事業主負担掛金率0.7%、償却残余期間は2019年3月31日で5年5ヵ月であります。

なお、上記(2)の割合は実際の負担割合とは一致しておりません。

3 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 (簡便法を適用した制度を除きます。)

イ 退職給付債務の期首残高	1,486,946千円
ロ 勤務費用	101,575千円
ハ 利息費用	1,486千円
ニ 数理計算上の差異の発生額	17,072千円
ホ 退職給付の支払額	45,018千円
ヘ 退職給付債務の期末残高 (イ + ロ + ハ + ニ + ホ)	1,562,062千円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 (簡便法を適用した制度を除きます。)

イ	年金資産の期首残高	1,272,301千円
ロ	期待運用収益	25,446千円
ハ	数理計算上の差異の発生額	79,001千円
ニ	事業主からの拠出額	76,980千円
ホ	退職給付の支払額	36,398千円
ヘ	年金資産の期末残高 (イ + ロ + ハ + ニ + ホ)	1,259,327千円

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

イ	退職給付に係る負債の期首残高	2,731千円
ロ	退職給付費用	3,341千円
ハ	退職給付の支払額	457千円
ニ	制度への拠出額	千円
ホ	その他	175千円
ヘ	退職給付に係る負債の期末残高 (イ + ロ + ハ + ニ + ホ)	5,790千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

イ	積立型制度の退職給付債務	1,261,072千円
ロ	年金資産	1,259,327千円
ハ	小計 (イ + ロ)	1,745千円
ニ	非積立型制度の退職給付債務	306,781千円
ホ	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 (ハ + ニ)	308,526千円
ヘ	退職給付に係る負債	308,526千円
ト	退職給付に係る資産	千円
チ	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 (ヘ + ト)	308,526千円

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

イ	勤務費用	101,575千円
ロ	利息費用	1,486千円
ハ	期待運用収益	25,446千円
ニ	数理計算上の差異の費用処理額	96,073千円
ホ	過去勤務費用の費用処理額	千円
ヘ	簡便法で計算した退職給付費用	3,341千円
ト	その他	千円
チ	確定給付制度に係る退職給付費用(イ + ロ + ハ + ニ + ホ + ヘ + ト)	177,032千円

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

イ 過去勤務費用	千円
ロ 数理計算上の差異	73,002千円
ハ 合計(イ+ロ)	73,002千円

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

イ 未認識過去勤務費用	千円
ロ 未認識数理計算上の差異	134,133千円
ハ 合計(イ+ロ)	134,133千円

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

イ 株式	30 %
ロ 債券	22 %
ハ 一般勘定	40 %
ニ その他	8 %
ホ 合計(イ+ロ+ハ+ニ)	100 %

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.1%
長期期待運用収益率	2.0%

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	125,542千円	119,418千円
未払事業税	26,222千円	24,232千円
長期未払金	11,548千円	11,548千円
退職給付に係る負債	84,014千円	93,855千円
投資有価証券評価損	49,443千円	63,302千円
減損損失	83,896千円	83,071千円
減価償却費	96,863千円	108,047千円
資産除去債務	39,241千円	183千円
繰越欠損金	38,661千円	千円
その他	38,379千円	39,693千円
繰延税金資産小計	593,814千円	543,353千円
繰延税金負債		
在外子会社留保利益	108,319千円	117,284千円
退職給付に係る資産	17,743千円	千円
固定資産圧縮積立金	414,660千円	347,592千円
その他有価証券評価差額金	677,769千円	569,408千円
その他	24,707千円	141千円
繰延税金負債合計	1,243,200千円	1,034,427千円
繰延税金資産の純額	649,385千円	491,073千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)及び当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%	0.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.2%	0.3%
住民税均等割	0.4%	0.5%
試験研究費等税額控除	2.0%	2.5%
在外子会社税率差異	1.0%	0.0%
その他	1.4%	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.8%	28.5%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

河川法に基づく占有許可の期間満了に伴う構築物(橋梁)の原状回復義務、及び支店の移転による建物の不動産賃借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

河川法に基づく占有許可の期間満了に伴う構築物(橋梁)の原状回復義務については、確定債務額を期末残高とし、使用見込期間を取得から60年と見積り、割引率は2.3%を使用して見積もった金額との差額を見積りの変更による減少額として計上しております。また、支店の移転による建物の不動産賃借契約に伴う原状回復義務については、見積書によります。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	124,762千円	128,157千円
有形固定資産の取得による増加	600千円	千円
時の経過による調整額	2,794千円	2,859千円
資産除去債務の履行による減少額	千円	34,882千円
見積りの変更による減少額	千円	25,641千円
期末残高	128,157千円	70,492千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象になっているものであります。

当社グループは、本社において「薬品事業」及び「建材事業」に関する国内及び海外の包括的な戦略を立案し、これを基に、「薬品事業」については、薬品営業本部、薬品生産本部、海外子会社等で、「建材事業」については、建材本部で、具体的な事業活動を展開しております。

また、「薬品事業」は、銅・錫・ニッケル・コバルト等の金属化合物、オクチル酸等の金属石鹸、電池用薬品、表面処理用光沢剤・添加剤、無電解ニッケルめっき液の製造販売及びめっき加工、二次電池用正極材受託加工をしております。「建材事業」は防火通気見切縁、内装用間仕切壁、シンプル庇、非郵便ポスト、手摺・笠木、金属製雨戸等の住宅用建材製品、熱交換器「クールフィン」ほかその他建材製品の製造販売をしております。

従って当社グループは、製品・サービス別セグメントから構成されている「薬品事業」及び「建材事業」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1、2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	薬品事業	建材事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	20,427,951	3,528,070	23,956,022		23,956,022
セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	20,427,951	3,528,070	23,956,022		23,956,022
セグメント利益	2,412,370	991,632	3,404,003	645,373	2,758,630
セグメント資産	15,859,539	2,049,322	17,908,861	23,696,315	41,605,177
その他の項目					
減価償却費	892,135	50,416	942,551	45,999	988,550
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,315,863	76,304	1,392,167		1,392,167

(注) 1 セグメント利益の調整額 645,373千円は、報告セグメントに帰属しない提出会社本社での総務部等管理部門に係る費用であります。

2 セグメント資産の調整額23,696,315千円は、報告セグメントに帰属しない提出会社での余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券等)及び管理部門に係る資産等であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1、 2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	薬品事業	建材事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	17,750,965	3,770,123	21,521,088		21,521,088
セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	17,750,965	3,770,123	21,521,088		21,521,088
セグメント利益	1,908,719	1,083,087	2,991,807	617,342	2,374,465
セグメント資産	15,391,911	2,105,362	17,497,273	24,311,998	41,809,272
その他の項目					
減価償却費	865,743	74,121	939,864	40,661	980,526
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,813,094	193,096	2,006,191	8,776	2,014,967

- (注) 1 セグメント利益の調整額 617,342千円は、報告セグメントに帰属しない提出会社本社での総務部等管理部門に係る費用であります。
- 2 セグメント資産の調整額24,311,998千円は、報告セグメントに帰属しない提出会社での余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券等)及び管理部門に係る資産等であります。
- 3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア・オセアニア	その他	合計
20,583,114	3,312,536	60,370	23,956,022

(注)売上高は顧客の所在地を基礎として、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	タイ	合計
6,075,523	1,046,894	7,122,418

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア・オセアニア	その他	合計
18,616,130	2,867,476	37,481	21,521,088

(注)売上高は顧客の所在地を基礎として、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	タイ	合計
6,508,627	1,060,100	7,568,728

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)及び当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)及び当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)及び当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1株当たり純資産額	1,756.47円	1,815.37円
1株当たり当期純利益	117.04円	98.61円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

- 2 三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前連結会計年度38,372株、当連結会計年度34,514株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、前連結会計年度36,391株、当連結会計年度33,502株であります。

- 3 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	2,346,133	1,977,043
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	2,346,133	1,977,043
普通株式の期中平均株式数(千株)	20,045	20,049
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権(信託型ライツ・プラン)潜在株式の数25,000千株	新株予約権(信託型ライツ・プラン)潜在株式の数25,000千株

- 4 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	35,212,341	36,398,349
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	35,212,341	36,398,349
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(千株)	20,047	20,050

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	448,000	391,000	1.2	
1年以内に返済予定の長期借入金				
1年以内に返済予定のリース債務	447			
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)				
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)				
その他有利子負債				
合計	448,447	391,000		

(注) 「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
 なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を計算しておりません。

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	5,588,525	10,950,059	16,587,134	21,521,088
税金等調整前 四半期(当期)純利益 (千円)	711,007	1,398,212	2,303,270	2,765,103
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	508,825	1,005,847	1,653,824	1,977,043
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	25.38	50.17	82.49	98.61

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益 (円)	25.38	24.79	32.32	16.12

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,249,399	13,518,113
受取手形	注3 2,059,434	1,719,760
売掛金	注2 5,175,582	注2 4,294,139
商品及び製品	1,348,794	1,201,322
仕掛品	966,200	1,034,188
原材料及び貯蔵品	1,359,633	1,645,537
未収消費税等	-	56,843
その他	64,651	31,812
貸倒引当金	1,950	1,440
流動資産合計	23,221,746	23,500,277
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,422,621	注4 2,050,788
構築物	204,663	206,546
機械及び装置	1,966,298	注4 1,612,879
車両運搬具	41,690	29,249
工具、器具及び備品	122,677	191,648
土地	1,944,278	2,412,493
建設仮勘定	373,292	5,020
有形固定資産合計	注1 6,075,523	注1 6,508,627

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
無形固定資産		
借地権	742	742
ソフトウェア	27,057	190,650
電話加入権	7,848	7,848
施設利用権	75	68
ソフトウェア仮勘定	43,520	4,568
無形固定資産合計	79,244	203,878
投資その他の資産		
投資有価証券	6,341,254	5,881,735
関係会社株式	990,254	953,712
出資金	1,810	1,810
長期前払費用	209,777	157,543
前払年金費用	119,079	123,350
生命保険積立金	529,855	464,192
保険積立金	227,838	227,838
長期預金	2,600,000	2,600,000
その他	13,749	13,384
貸倒引当金	1,570	1,570
投資その他の資産合計	11,032,048	10,421,998
固定資産合計	17,186,816	17,134,504
資産合計	40,408,563	40,634,782
負債の部		
流動負債		
支払手形	注3 739,266	617,439
買掛金	注2 1,976,025	注2 1,648,274
短期借入金	注1 448,000	注1 391,000
未払金	384,982	456,694
未払費用	注2 356,984	注2 331,583
未払法人税等	444,251	394,949
未払消費税等	215,702	-
前受金	3,261	15,534
預り金	34,358	15,403
賞与引当金	410,000	390,000
役員賞与引当金	40,000	30,000
設備関係支払手形	22,735	21,530
資産除去債務	-	69,892
その他	47	40
流動負債合計	5,075,614	4,382,343

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
固定負債		
長期未払金	37,716	37,716
繰延税金負債	536,919	416,101
退職給付引当金	272,593	291,953
役員株式給付引当金	28,988	33,584
資産除去債務	128,157	600
その他	10,929	12,261
固定負債合計	1,015,305	792,216
負債合計	6,090,919	5,174,559
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,034,000	1,034,000
資本剰余金		
資本準備金	337,867	337,867
その他資本剰余金	692,097	692,097
資本剰余金合計	1,029,965	1,029,965
利益剰余金		
利益準備金	258,500	258,500
その他利益剰余金		
研究開発積立金	125,000	125,000
配当準備積立金	55,000	55,000
固定資産圧縮積立金	939,554	787,589
別途積立金	27,350,500	29,050,500
繰越利益剰余金	2,357,190	2,191,772
利益剰余金合計	31,085,744	32,468,362
自己株式	367,783	362,294
株主資本合計	32,781,926	34,170,033
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,535,716	1,290,188
評価・換算差額等合計	1,535,716	1,290,188
純資産合計	34,317,643	35,460,222
負債純資産合計	40,408,563	40,634,782

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
売上高	注1 22,587,664	注1 20,346,811
売上原価	注1 17,410,676	注1 15,410,209
売上総利益	5,176,988	4,936,602
販売費及び一般管理費	注2 2,558,306	注2 2,600,717
営業利益	2,618,681	2,335,884
営業外収益		
受取利息	8,692	8,808
有価証券利息	5,186	4,949
受取配当金	119,995	120,708
仕入割引	19,812	15,854
不動産賃貸料	71,011	70,201
災害に伴う受取保険金	14,689	3,480
為替差益	8,820	-
雑収入	注1 27,326	41,548
営業外収益合計	275,535	265,551
営業外費用		
支払利息	9,019	8,859
売上割引	9,766	7,042
賃貸収入原価	44,403	41,052
為替差損	-	366
補助金返還損	7,513	-
雑支出	1,762	61
営業外費用合計	72,464	57,382
経常利益	2,821,753	2,544,052
特別利益		
固定資産売却益	273,731	596
子会社清算益	-	84,631
補助金収入	-	699,498
資産除去債務戻入益	-	25,641
特別利益合計	273,731	810,368
特別損失		
固定資産除却損	23,480	59,412
投資有価証券評価損	-	45,260
固定資産圧縮損	-	508,362
特別損失合計	23,480	613,036
税引前当期純利益	3,072,004	2,741,384
法人税、住民税及び事業税	827,800	788,800
法人税等調整額	48,987	12,457
法人税等合計	876,787	776,342
当期純利益	2,195,216	1,965,042

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,034,000	337,867	692,097	1,029,965
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
固定資産圧縮積立金の取崩				
固定資産圧縮積立金の積立				
別途積立金の積立				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計				
当期末残高	1,034,000	337,867	692,097	1,029,965

	株主資本						
	利益剰余金						
	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
		研究開発積立金	配当準備積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	258,500	125,000	55,000	788,846	25,650,500	2,554,940	29,432,787
当期変動額							
剰余金の配当						542,259	542,259
当期純利益						2,195,216	2,195,216
自己株式の取得							
自己株式の処分							
固定資産圧縮積立金の取崩				1,232		1,232	
固定資産圧縮積立金の積立				151,939		151,939	
別途積立金の積立					1,700,000	1,700,000	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計				150,707	1,700,000	197,750	1,652,957
当期末残高	258,500	125,000	55,000	939,554	27,350,500	2,357,190	31,085,744

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	378,264	31,118,488	2,406,694	2,406,694	33,525,182
当期変動額					
剰余金の配当		542,259			542,259
当期純利益		2,195,216			2,195,216
自己株式の取得	175	175			175
自己株式の処分	10,657	10,657			10,657
固定資産圧縮積立金の取崩					
固定資産圧縮積立金の積立					
別途積立金の積立					
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			870,977	870,977	870,977
当期変動額合計	10,481	1,663,438	870,977	870,977	792,461
当期末残高	367,783	32,781,926	1,535,716	1,535,716	34,317,643

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,034,000	337,867	692,097	1,029,965
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
固定資産圧縮積立金の取崩				
固定資産圧縮積立金の積立				
別途積立金の積立				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計				
当期末残高	1,034,000	337,867	692,097	1,029,965

	株主資本						
	利益剰余金						
	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
研究開発積立金		配当準備積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	258,500	125,000	55,000	939,554	27,350,500	2,357,190	31,085,744
当期変動額							
剰余金の配当						582,425	582,425
当期純利益						1,965,042	1,965,042
自己株式の取得							
自己株式の処分							
固定資産圧縮積立金の取崩				151,964		151,964	
固定資産圧縮積立金の積立							
別途積立金の積立					1,700,000	1,700,000	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計				151,964	1,700,000	165,417	1,382,617
当期末残高	258,500	125,000	55,000	787,589	29,050,500	2,191,772	32,468,362

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	367,783	32,781,926	1,535,716	1,535,716	34,317,643
当期変動額					
剰余金の配当		582,425			582,425
当期純利益		1,965,042			1,965,042
自己株式の取得					
自己株式の処分	5,489	5,489			5,489
固定資産圧縮積立金の取崩					
固定資産圧縮積立金の積立					
別途積立金の積立					
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			245,527	245,527	245,527
当期変動額合計	5,489	1,388,106	245,527	245,527	1,142,579
当期末残高	362,294	34,170,033	1,290,188	1,290,188	35,460,222

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

月別総平均法による原価法(収益性の低下による簿価引下げの方法)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～20年

機械装置 5～8年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法によ

り費用処理しております。

(5) 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役（社外取締役を除く。）に対する当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、2017年6月28日開催の第92回定時株主総会決議に基づき、当社取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といい、本制度導入のために設定される信託を「本信託」といいます。）を導入しております。

本信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

1. 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、業績達成度等一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイント数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付されるという、業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除きます。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度において69,142千円、36,391株、当事業年度において63,653千円、33,502株であります。

(貸借対照表関係)

注1 担保に供している固定資産

(イ)埼玉工場財団

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	139,035千円	千円
構築物	110,686千円	千円
機械及び装置	762,460千円	千円
土地	54,431千円	千円
工場財団合計	1,066,614千円	千円

(ロ)青柳工場

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	0千円	0千円
土地	52,327千円	52,327千円

上記に対する債務

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期借入金	248,600千円	141,200千円

注2 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	1,094千円	907千円
短期金銭債務	1,652千円	1,683千円

注3 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
受取手形	146,216千円	千円
支払手形	98,037千円	千円

注4 圧縮記帳額

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
圧縮記帳額	千円	508,362千円
(うち、建物)	千円	213,531千円
(うち、機械及び装置)	千円	294,830千円

(損益計算書関係)

注1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	15,576千円	30,742千円
売上原価	98,848千円	97,689千円
営業取引以外の取引による取引高	5,674千円	千円

注2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
減価償却費	21,142千円	23,569千円
運送費及び保管費	468,171千円	461,232千円
給料及び賞与	667,766千円	688,778千円
役員報酬	104,088千円	109,905千円
賞与引当金繰入額	133,088千円	129,693千円
役員賞与引当金繰入額	40,000千円	30,000千円
役員株式給付引当金繰入額	15,021千円	9,994千円
退職給付費用	41,249千円	39,301千円
研究開発費	422,313千円	466,619千円

おおよその割合

販売費	21%	22%
一般管理費	79%	78%

(有価証券関係)

前事業年度(2019年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価を把握することができるものではありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社及び関連会社

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	990,254
計	990,254

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

当事業年度(2020年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価を把握することができるものではありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社及び関連会社

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	953,712
計	953,712

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	125,542千円	119,418千円
未払事業税	26,222千円	24,232千円
長期未払金	11,548千円	11,548千円
退職給付引当金	83,468千円	89,396千円
投資有価証券評価損	49,443千円	63,302千円
減損損失	83,896千円	83,071千円
減価償却費	96,863千円	108,047千円
貸倒引当金	597千円	440千円
資産除去債務	39,241千円	183千円
関係会社株式評価損	42,277千円	千円
その他	34,673千円	39,029千円
繰延税金資産合計	593,774千円	538,670千円
繰延税金負債		
前払年金費用	36,462千円	37,770千円
固定資産圧縮積立金	414,660千円	347,592千円
その他有価証券評価差額金	677,769千円	569,408千円
その他	1,802千円	千円
繰延税金負債合計	1,130,694千円	954,771千円
繰延税金資産の純額	536,919千円	416,101千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)及び当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%	0.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.2%	0.3%
住民税均等割	0.4%	0.5%
試験研究費等税額控除	2.0%	2.6%
その他	0.8%	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.5%	28.3%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	1,422,621	1,000,053	218,790 (213,531)	153,096	2,050,788	3,482,495
	構築物	204,663	37,912	5,167	30,861	206,546	862,901
	機械及び装置	1,966,298	501,590	298,756 (294,830)	556,252	1,612,879	10,587,954
	車両運搬具	41,690	10,512	11	22,941	29,249	128,154
	工具、器具及び備品	122,677	165,358	0	96,386	191,648	1,437,863
	土地	1,944,278	468,215			2,412,493	
	建設仮勘定	373,292	1,848,338	2,216,610		5,020	
	計	6,075,523	4,031,979	2,739,336 (508,362)	859,538	6,508,627	16,499,369
無形固定資産	借地権	742				742	
	ソフトウェア	27,057	180,870		17,278	190,650	
	電話加入権	7,848				7,848	
	施設利用権	75			7	68	
	ソフトウェア仮勘定	43,520	141,919	180,870		4,568	
	計	79,244	322,790	180,870	17,285	203,878	

(注) 1. 増加の主なものは、建物 埼玉工場新事務所棟及び新実験棟 877,898千円、ソフトウェア 販売支援ソフト174,480千円、土地 福島県四倉町468,215千円であります。

2. 当期減少額のうち()書は内書きで、取得価格から直接控除した圧縮記帳額であります。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	3,520	1,440	1,950	3,010
賞与引当金	410,000	390,000	410,000	390,000
役員賞与引当金	40,000	30,000	40,000	30,000
役員株式給付引当金	28,988	9,994	5,397	33,584

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

特記すべき事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 又は買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款において、単元未満株式を有する株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受けられる権利並びに株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利以外の権利を有しない旨が規定されております。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、有価証券報告書の確認書

事業年度 第94期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)2019年6月28日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月28日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第95期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)2019年8月9日関東財務局長に提出。

第95期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)2019年11月14日関東財務局長に提出。

第95期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)2020年2月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づき臨時報告書

2019年6月28日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月30日

日本化学産業株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 竹村 純也

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 三島 陽

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本化学産業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本化学産業株式会社及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本化学産業株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、日本化学産業株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び

適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月30日

日本化学産業株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 竹村 純也

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 三島 陽

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本化学産業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第95期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本化学産業株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。